

平成 30 年度
地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び
環境配慮促進法に関する調査結果
(環境配慮契約法に関する調査結果 抜粋版)

目次

1 調査目的.....	7
2 調査概要.....	7
2-1 調査対象と調査方法.....	7
2-2 調査項目.....	7
2-3 回答状況.....	8
3 調査結果.....	10
3-1 調達方針及び契約方針について.....	10
3-1-1 方針の策定及び具体的な取組(問2-1、2-2、2-6).....	10
3-1-2 方針の策定状況(問2-1、問2-2、問2-3).....	12
3-1-3 単独での方針策定の状況(問2-1、問2-2).....	14
3-1-4 方針の策定見込み(問2-3).....	16
3-1-5 方針の策定の課題(問2-4、問2-5).....	18
3-1-6 環境基本計画等の策定状況及び公表状況(問2-6).....	20
3-1-7 方針以外の具体的な取組(問2-7).....	23
3-2 環境配慮契約法に関するアンケート調査.....	25
3-2-1 環境配慮契約の契約案件の有無(問4-1).....	25
3-2-2 環境配慮契約の取組状況(問4-2).....	32
3-2-3 環境配慮契約を実施できない要因(問4-3).....	40
3-2-4 環境配慮契約に際して参考に行っているもの(問4-4).....	46
3-2-5 環境配慮契約実績の把握と公表について(問4-5).....	47
3-2-6 環境配慮契約の効果及びその定量把握(問4-6).....	51
3-2-7 定量効果の把握における具体的な方法(問4-8).....	53
3-2-8 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組(問4-9).....	54

※グリーン購入法と環境配慮促進法に係る質問事項(問3-1～問3-8、問5-1～問5-7)についての調査結果は掲載していない。

平成 30 年度グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果

1 調査目的

持続的発展可能な循環型社会の構築のために、グリーン購入及び環境配慮契約を普及し拡大する上で、地方公共団体が果たす役割は大きく、一層の取組の推進が求められている。本調査は、地方公共団体におけるグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に係る取組の実施状況等を調査し、地域の実情に即した推進策を検討するための基礎資料とすることを目的として実施した。

2 調査概要

2-1 調査対象と調査方法

調査対象：全国 1,788 地方公共団体環境担当部局又は調達担当部局

(47 都道府県、20 政令市、793 区市、928 町村)

調査時期：平成 30 年 8 月 27 日～平成 30 年 11 月 26 日

調査方法：郵送にて紙及び CD で調査票を配布し、紙の調査票を郵送で返送又はインターネット経由でダウンロードした電子調査票を E メールにより返送のあった回答を集計

2-2 調査項目

調査項目は次のとおりである。

<グリーン購入法関連>

- ・基本方針及び調達方針等の策定状況
- ・方針策定以外の取組
- ・グリーン購入（個別品目毎も含む）の実施状況、実績及び課題
- ・グリーン購入法の調達品目以外の独自の品目及び判断基準
- ・グリーン購入に当たっての阻害要因、参考情報

<環境配慮契約法関連>

- ・環境配慮契約の方針策定、公表状況
- ・各契約類型の契約案件、契約割合
- ・各契約類型の取組状況、契約実績の把握・公表
- ・環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、効果
- ・環境配慮契約の契約類型以外の実施契約、追加検討すべき契約等

<環境配慮促進法関連>

- ・環境配慮等の実施状況及び公表状況
- ・環境に配慮した事業活動の促進施策

表 1. アンケート調査の設問項目

問番号	設問	問番号	設問
問 2-1	調達方針の単独での策定状況	問 4-1	契約案件の有無（6分野）
問 2-2	契約方針の単独での策定状況	問 4-2	環境配慮契約の組織的取組状況
問 2-3	調達方針、契約方針の今後の策定予定	問 4-3	環境配慮契約の課題、実施できない要因
問 2-4	調達方針策定時の課題	問 4-4	環境配慮契約時に参考になっているもの
問 2-5	契約方針策定時の課題	問 4-5	契約実績の把握と公表
問 2-6	環境基本計画等の策定状況	問 4-6	環境配慮契約の効果及びその定量的な把握
問 2-7	方針策定以外の具体的な取組	問 4-7	定量的な効果の把握の具体的な方法
問 3-1	グリーン購入の組織的取組状況（21分野）	問 4-8	契約法の契約類型以外の環境配慮契約
問 3-2	グリーン購入の組織的取組状況（役務）	問 4-9	環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取り組み
問 3-3	グリーン購入の課題、実施できない要因	問 4-10	環境配慮契約全般に関する意見や要望等
問 3-4	グリーン購入時に参考になっているもの	問 5-1	環境配慮促進法に基づく情報の公表状況
問 3-5	調達実績の把握と公表	問 5-2	環境配慮促進法に基づく情報の公表手段
問 3-6	判断基準を満たした物品等の購入状況	問 5-3	情報公表に当たっての課題
問 3-7	グリーン購入法の対象品目以外で実施している品目及び判断の基準	問 5-4	調達時の事業者選定における考慮
		問 5-5	調達対象事業者に対して考慮していること
問 3-8	グリーン購入の進展に必要と思われる国の取組	問 5-6	調達時の事業者選定における入札の対応
問 3-9	グリーン購入全般に関する意見や要望等	問 5-7	調達時の事業者選定の考慮による効果

2-3 回答状況

地方公共団体の規模別及び都道府県別の回答数及び回答率は次の表のとおりである。

表 2. 地方公共団体の分類別回答率

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率(前年度比)
都道府県・政令市	67	67	100% (0.0%)
区市	793	778	98.0% (0.7%減)
町村	928	863	93.1% (2.6%減)
合計	1,788	1,708	95.5% (2.3%減)

表3. 都道府県別回答状況

都道府県	団体分類	調査票送付数	回答数	回答率
北海道	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	34	33	97%
	町村	144	138	96%
	合計	180	173	96%
青森県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	10	100%
	町村	30	30	100%
岩手県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	19	18	95%
宮城県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	13	100%
	町村	21	21	100%
	合計	36	36	100%
秋田県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	12	11	92%
山形県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	22	22	100%
	合計	36	36	100%
福島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	46	44	96%
	合計	60	58	97%
茨城県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	32	30	94%
	町村	12	11	92%
	合計	45	42	93%
栃木県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	12	86%
	町村	11	11	100%
	合計	26	24	92%
群馬県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	12	12	100%
	町村	23	22	96%
	合計	36	35	97%
埼玉県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	39	39	100%
	町村	23	21	91%
	合計	64	62	97%
千葉県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	36	35	97%
	町村	17	17	100%
	合計	55	54	98%
東京都	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	49	49	100%
	町村	13	9	69%
	合計	63	59	94%
神奈川県	都道府県、政令市	4	4	100%
	区市	16	16	100%
	町村	14	13	93%
	合計	34	33	97%
新潟県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	19	19	100%
	町村	10	9	90%
	合計	31	30	97%
富山県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	10	100%
	町村	5	4	80%
	合計	16	15	94%
石川県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	8	8	100%
	合計	20	20	100%
福井県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%
	町村	8	7	88%
	合計	18	17	94%
山梨県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	14	13	93%
	合計	28	27	96%
長野県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%
	町村	58	52	90%
	合計	78	72	92%
岐阜県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	21	20	95%
	町村	21	21	100%
	合計	43	42	98%
静岡県	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	21	21	100%
	町村	12	11	92%
	合計	36	35	97%
愛知県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	37	36	97%
	町村	16	15	94%
	合計	55	53	96%
三重県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	15	13	87%
	合計	30	28	93%
滋賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	6	5	83%
	合計	20	19	95%
京都府	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	14	14	100%
	町村	11	9	82%
	合計	27	25	93%
大阪府	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	31	31	100%
	町村	10	10	100%
	合計	44	44	100%
兵庫県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	28	27	96%
	町村	12	12	100%
	合計	42	41	98%
奈良県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	12	12	100%
	町村	27	24	89%
	合計	40	37	93%
和歌山県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%
	町村	21	19	90%
	合計	31	29	94%
鳥取県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	4	4	100%
	町村	15	15	100%
	合計	20	20	100%
島根県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	7	88%
	町村	11	11	100%
	合計	20	19	95%
岡山県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	14	12	86%
	町村	12	12	100%
	合計	28	26	93%
広島県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	11	85%
	町村	9	8	89%
	合計	24	21	88%
山口県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	6	6	100%
	合計	20	20	100%
徳島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	8	100%
	町村	16	15	94%
	合計	25	24	96%
香川県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	8	100%
	町村	9	8	89%
	合計	18	17	94%
愛媛県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	9	9	100%
	合計	21	21	100%
高知県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	23	22	96%
	合計	35	34	97%
福岡県	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	26	26	100%
	町村	32	28	88%
	合計	61	57	93%
佐賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	10	100%
	町村	10	10	100%
	合計	21	21	100%
長崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	8	6	75%
	合計	22	20	91%
熊本県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	12	92%
	町村	31	26	84%
	合計	46	40	87%
大分県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	4	4	100%
	合計	19	19	100%
宮崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	8	89%
	町村	17	15	88%
	合計	27	24	89%
鹿児島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%
	町村	24	23	96%
	合計	44	43	98%
沖縄県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	30	25	83%
	合計	42	37	88%
全体	都道府県、政令市	67	67	100%
	区市	794	778	98%
	町村	927	863	93%
	合計	1788	1708	96%

3 調査結果

3-1 調達方針及び契約方針について

3-1-1 方針の策定及び具体的な取組（問2-1、2-2、2-6）

■グリーン購入

グリーン購入法の調達方針の策定においては、「単独で策定している」は24.2%であり、「調達方針以外（環境基本計画や要綱等）に位置付けている」を合わせると53.7%であった。「なんらかの文書で取り組んでいる」4.8%を含めると、全体の約6割がグリーン購入に係る取組を規定している。

都道府県・政令市では100.0%、区市35.9%、町村7.9%が単独で策定しており、方針未策定団体（区市及び町村）に対する取組促進が必要である。

表4. グリーン購入の調達方針の策定

団体分類	土 段 件 、 下 段 件 数 （ % ）	単 独 で 調 達 方 針	調 達 方 針 以 外	な ん ら か の 文 書 で 取 組	取 組 を 定 め て い な い	無 回 答
合 計	1708 100.0	414 24.2	504 29.5	82 4.8	708 41.5	- -
都道府県、政令市	67 100.0	67 100.0	- -	- -	- -	- -
区市	778 100.0	279 35.9	296 38.0	42 5.4	161 20.7	- -
町村	863 100.0	68 7.9	208 24.1	40 4.6	547 63.4	- -

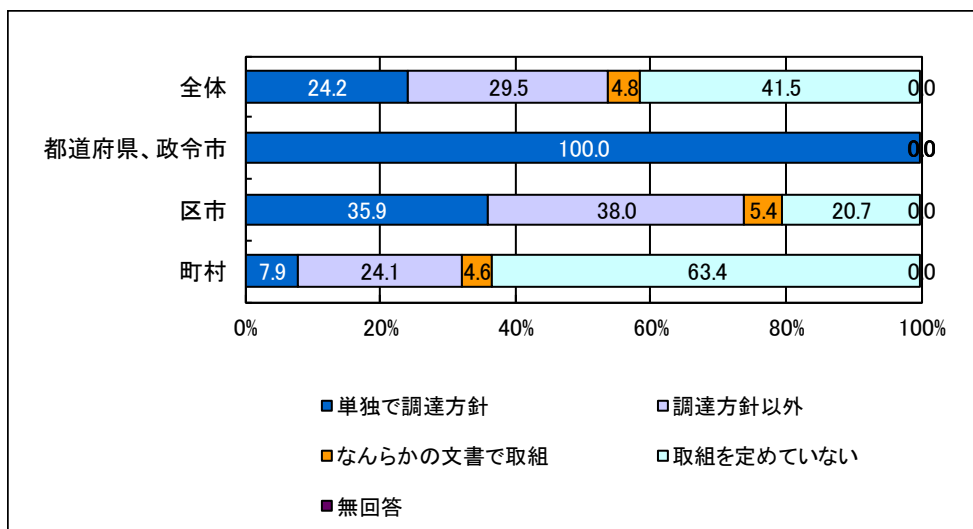


図1. グリーン購入の調達方針の策定

■環境配慮契約

環境配慮契約の方針策定においては、「単独で策定している」は全体の5.4%であり、「契約方針以外（環境基本計画や要綱等）に位置付けている」を合わせると15.8%であった。「なんらかの文書で取組」3.5%を含めると、全体の約2割が環境配慮契約に係る取組を規定している。

都道府県・政令市の53.7%（「単独で契約方針」・「契約方針以外」・「なんらかの文書で取組」の合計値）が環境配慮契約に取り組んでいるものの、46.3%は取組を定めていない。区市及び町村では、さらに方針の策定率が低く、全体として、方針未策定団体に対して取組を促す必要がある。

表5. 環境配慮契約の方針策定及び具体的な取組

団体分類	上段 件数 （%）	単 独 で 契 約 方 針	契 約 方 針 以 外	な ん ら か の 文 書 で 取 組	取 組 を 定 め て い な い	無 回 答
合 計	1708 100.0	92 5.4	177 10.4	60 3.5	1379 80.7	- -
都道府県、政令市	67 100.0	23 34.3	9 13.4	4 6.0	31 46.3	- -
区市	778 100.0	62 8.0	107 13.8	33 4.2	576 74.0	- -
町村	863 100.0	7 0.8	61 7.1	23 2.7	772 89.5	- -

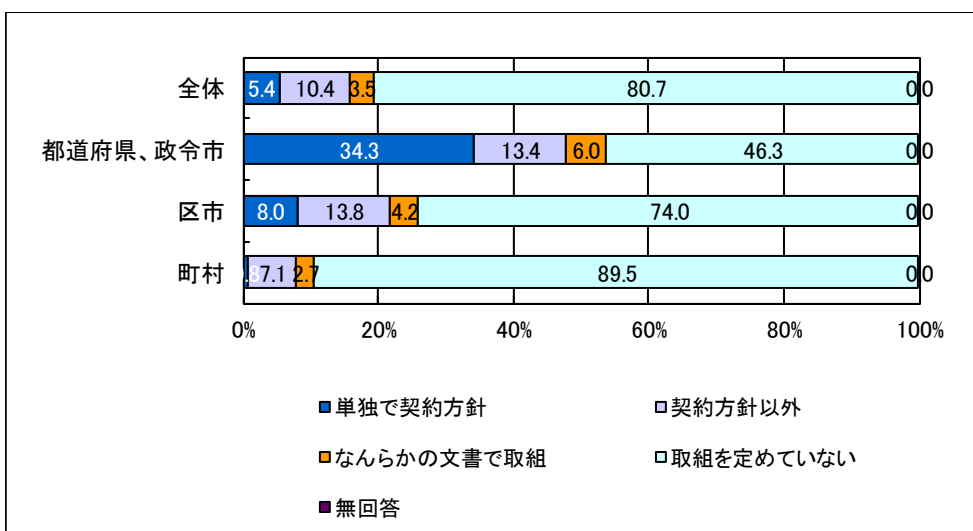


図2. 環境配慮契約の方針策定及び具体的な取組

3-1-2 方針の策定状況（問2-1、問2-2、問2-3）

■グリーン購入

グリーン購入調達方針の「策定済み」は全体で918件であり、都道府県・政令市100.0%、区市73.9%、町村32.0%となっている。

表6. グリーン購入の調達方針の策定状況

団体分類	件数	策定済み	今後策定予定	具体的な予定はないが 今後策定したい	策定予定なし	無回答
全体	1708	918	7	152	606	25
	100.0	53.7	0.4	8.9	35.5	1.5
都道府県、政令市	67	67	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-
区市	778	575	4	41	148	10
	100.0	73.9	0.5	5.3	19.0	1.3
町村	863	276	3	111	458	15
	100.0	32.0	0.3	12.9	53.1	1.7

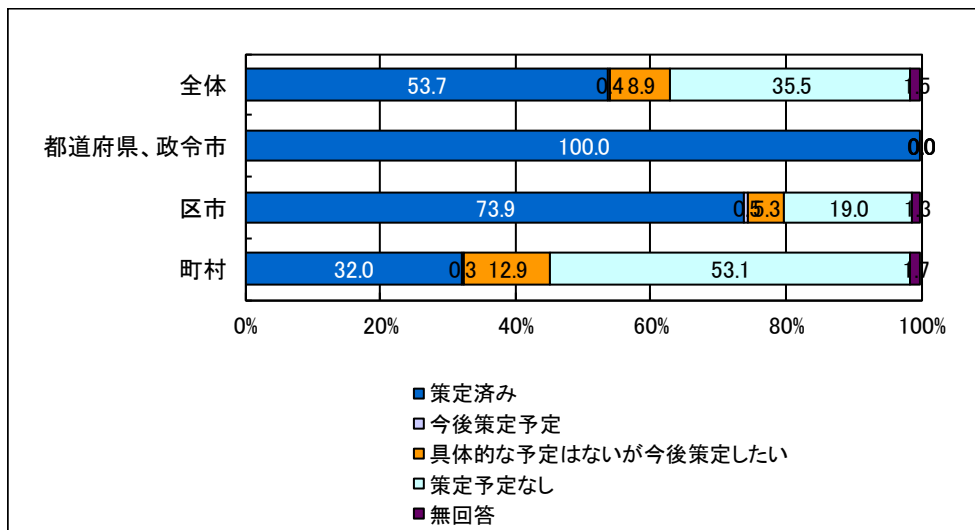


図3. グリーン購入の調達方針の策定状況

表7. 単独での調達方針策定済み団体数の推移

	H30	H29	H28	H27	H26
策定済み団体数	414	464	467	462	458

※H30年度のアンケート調査より単独の調達方針を定義づけして実施

■環境配慮契約

環境配慮契約方針の「単独策定」及び「環境基本計画等の他計画等に位置付け」は全体の15.7%を占めており、契約方針の策定団体数は微増ながらも年々増加している。規模別では、都道府県・政令市47.8%、区市21.7%、町村7.9%で、規模が大きいほど契約方針の策定が進んでいる状況となっている。

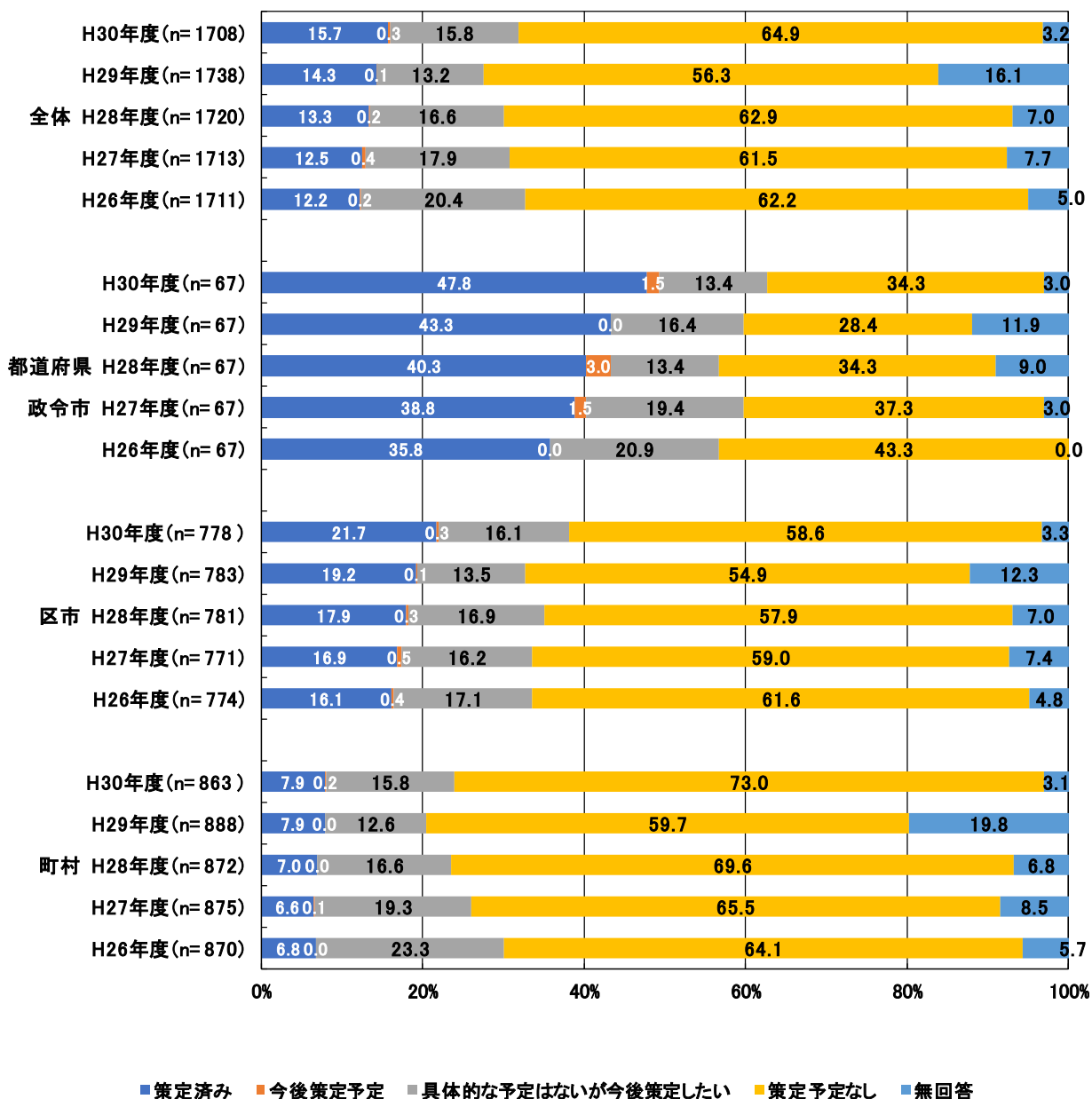


図4. 環境配慮契約の契約方針の策定状況

3-1-3 単独での方針策定の状況（問2-1、問2-2）

■グリーン購入

グリーン購入単独での調達方針は、全体の24.2%が策定している。都道府県・政令市では100.0%、区市35.9%、町村7.9%がグリーン購入単独で策定している。

表8. グリーン購入の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で調達方針を策定している	単独で調達方針を策定していない	無回答
合計	1708	414	1275	19
	100.0	24.2	74.6	1.1
都道府県、政令市	67	67	-	-
	100.0	100.0	-	-
区市	778	279	489	10
	100.0	35.9	62.9	1.3
町村	863	68	786	9
	100.0	7.9	91.1	1.0

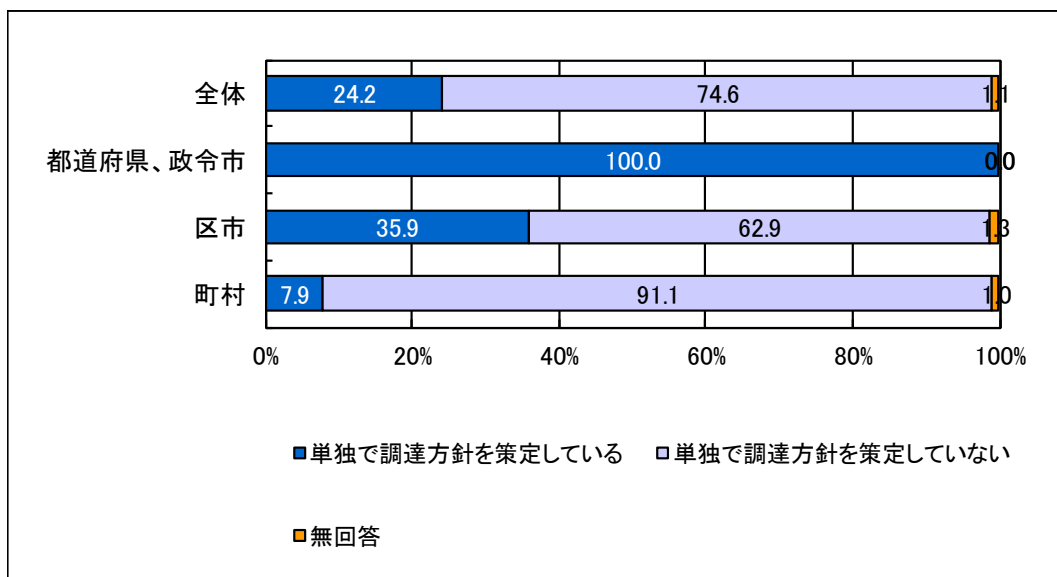


図5. グリーン購入単独での方針策定

■環境配慮契約

環境配慮契約単独での方針策定は、全体の5.4%にとどまっている。都道府県・政令市では34.3%が環境配慮契約単独で策定しているものの、区市では8.0%、町村0.8%であり、ほとんどが単独では策定していない。

表9. 環境配慮契約の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で契約方針を策定している	単独で契約方針を策定していない	無回答
合計	1708	92	1591	25
	100.0	5.4	93.1	1.5
都道府県、政令市	67	23	44	-
	100.0	34.3	65.7	-
区市	778	62	704	12
	100.0	8.0	90.5	1.5
町村	863	7	843	13
	100.0	0.8	97.7	1.5

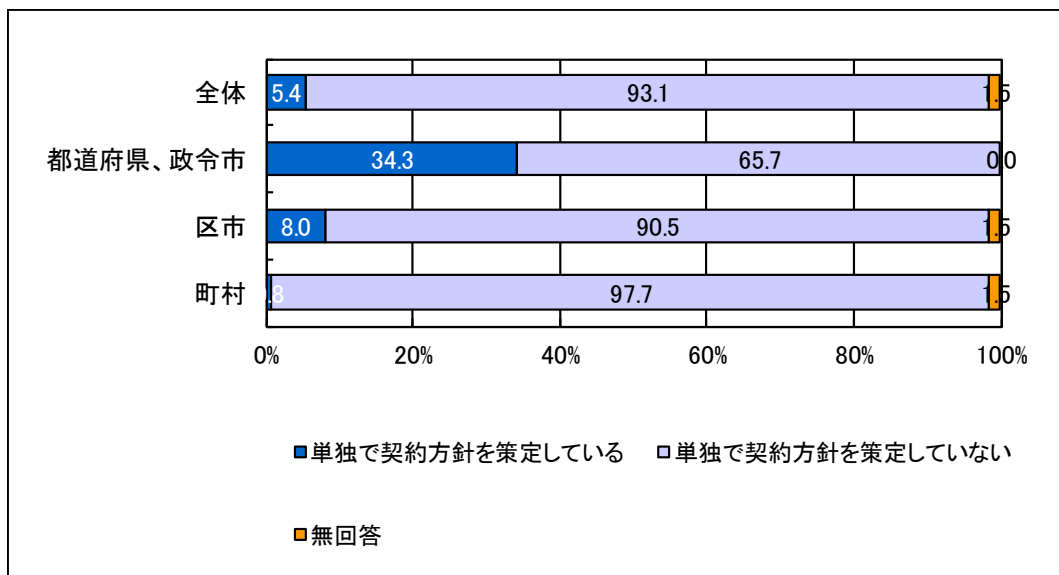


図6. 環境配慮契約単独での方針策定

3-1-4 方針の策定見込み（問2-3）

■グリーン購入

調達方針等を策定していないと回答した1,275団体（都道府県、政令市は該当なし）のうち、「今後、策定予定」は0.9%にとどまった。「具体的な策定予定はないが今後策定したい」を合わせると22.2%になるものの、「策定予定なし」が76.2%と高く、区市でも同程度が策定を予定していないことは課題としてあげられる。

表10. 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

団体分類	件数	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが今後策定したい	策定予定なし	無回答
合計	1275	12	272	972	19
	100.0	0.9	21.3	76.2	1.5
都道府県、政令市	-	-	-	-	-
区市	489	9	116	355	9
	100.0	1.8	23.7	72.6	1.8
町村	786	3	156	617	10
	100.0	0.4	19.8	78.5	1.3

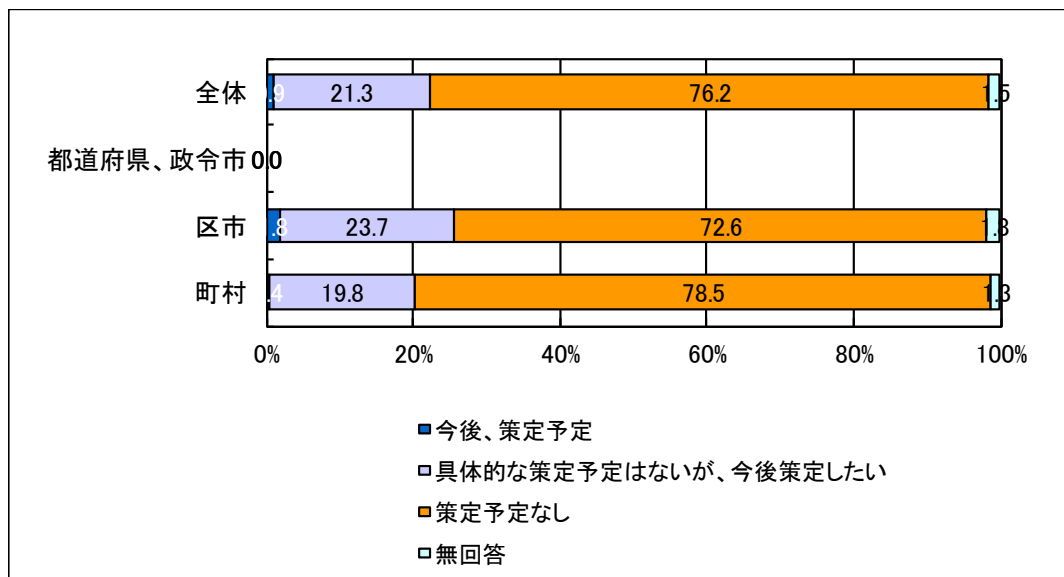


図7. 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

■環境配慮契約

契約方針等を策定していないと回答した1,591団体のうち、「今後、策定予定」は0.4%にとどまった。都道府県・政令市では44団体が策定しておらず、「今後、策定予定」4.5%、「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」25.0%となっている。方針策定に向けた動機付けと支援が必要と考えられる。

表 1 1. 契約方針の策定見込み（環境配慮契約）

団体分類	件数	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが今後策定したい	策定予定なし	無回答
合計	1591	6	318	1231	36
	100.0	0.4	20.0	77.4	2.3
都道府県、政令市	44	2	11	29	2
	100.0	4.5	25.0	65.9	4.5
区市	704	2	151	532	19
	100.0	0.3	21.4	75.6	2.7
町村	843	2	156	670	15
	100.0	0.2	18.5	79.5	1.8

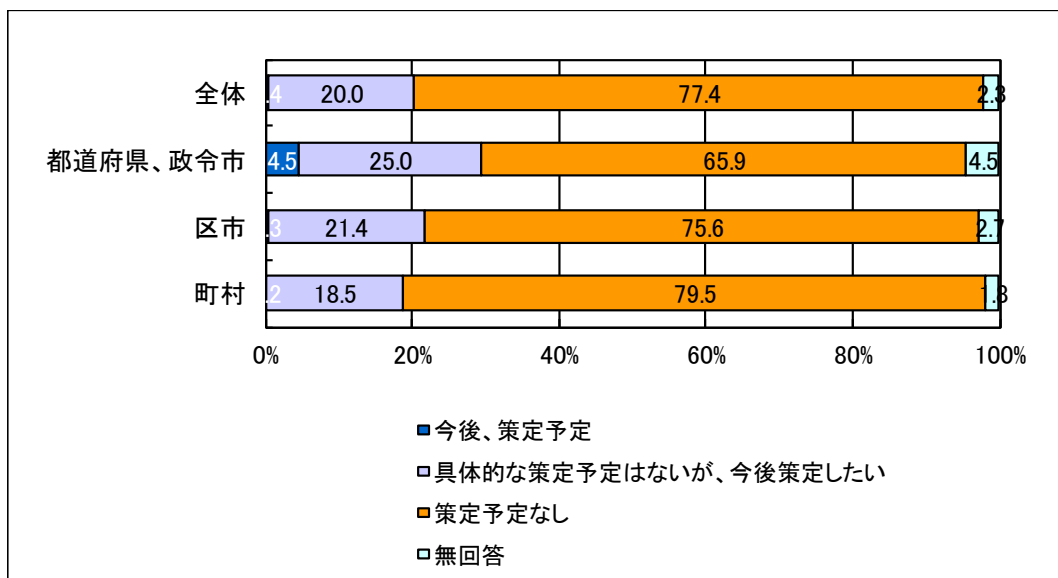


図 8. 契約方針の策定見込み（環境配慮契約）

3-1-5 方針の策定の課題（問2-4、問2-5）

■グリーン購入

単独で調達方針を策定していない団体における調達方針を策定する際の課題には、「策定に対応する人員不足」を挙げる団体が一番多く、「策定における参考情報の不足」、「調達コスト増加の懸念」が続いた。なお、都道府県、政令市はすべての団体が単独で調達方針を策定しており、本質問の回答者に該当しない。

表 1 2. 調達方針の策定の課題（グリーン購入）

団体分類	件数	策定における参考情報の不足	策定に対応する人員不足	調達コスト増加の懸念	グリーン購入の取組の効果が不明	調達担当部署との連携が困難	その他	無回答
合計	1275	629	871	511	402	289	50	32
	100.0	49.3	68.3	40.1	31.5	22.7	3.9	2.5
都道府県、政令市	-	-	-	-	-	-	-	-
区市	489	210	301	214	155	135	34	15
	100.0	42.9	61.6	43.8	31.7	27.6	7.0	3.1
町村	786	419	570	297	247	154	16	17
	100.0	53.3	72.5	37.8	31.4	19.6	2.0	2.2

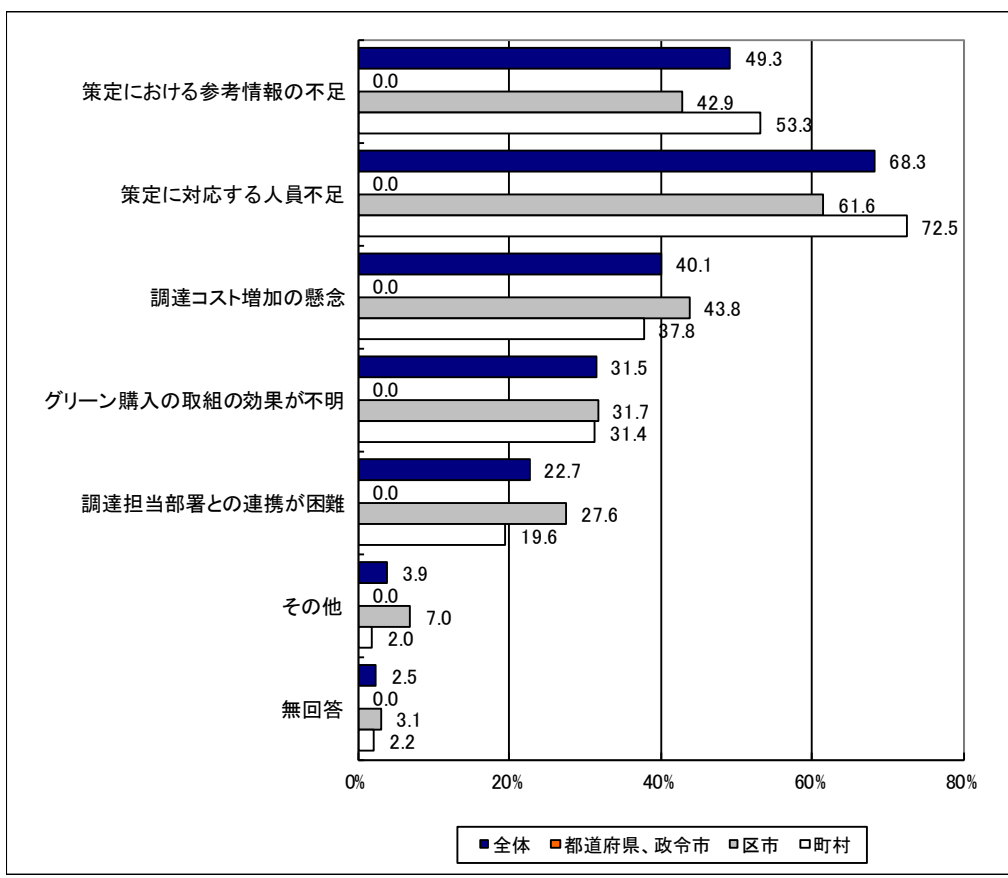


図 9. 調達方針の策定の課題

■環境配慮契約

単独で契約方針を策定していない団体における契約方針を策定する際の課題には、「策定に対応する人員不足」を挙げる団体が一番多く、「策定における参考情報の不足」が続いた。

区市や町村は主に「人員不足」と「参考情報の不足」を、都道府県・政令市は区市や町村と比較して「契約コスト増加の懸念」と「契約担当部署との連携が困難」を課題としている。

表 13. 契約方針の策定の課題

団体分類	件数	策定における参考情報の不足	策定に対応する人員不足	契約コスト増加の懸念	環境配慮契約の取組の効果が不明	契約担当部署との連携が困難	その他	無回答
合計	1591 100.0	824 51.8	1053 66.2	622 39.1	529 33.2	342 21.5	55 3.5	52 3.3
都道府県、政令市	44 100.0	15 34.1	18 40.9	19 43.2	15 34.1	13 29.5	4 9.1	2 4.5
区市	704 100.0	353 50.1	419 59.5	290 41.2	243 34.5	170 24.1	33 4.7	28 4.0
町村	843 100.0	456 54.1	616 73.1	313 37.1	271 32.1	159 18.9	18 2.1	22 2.6

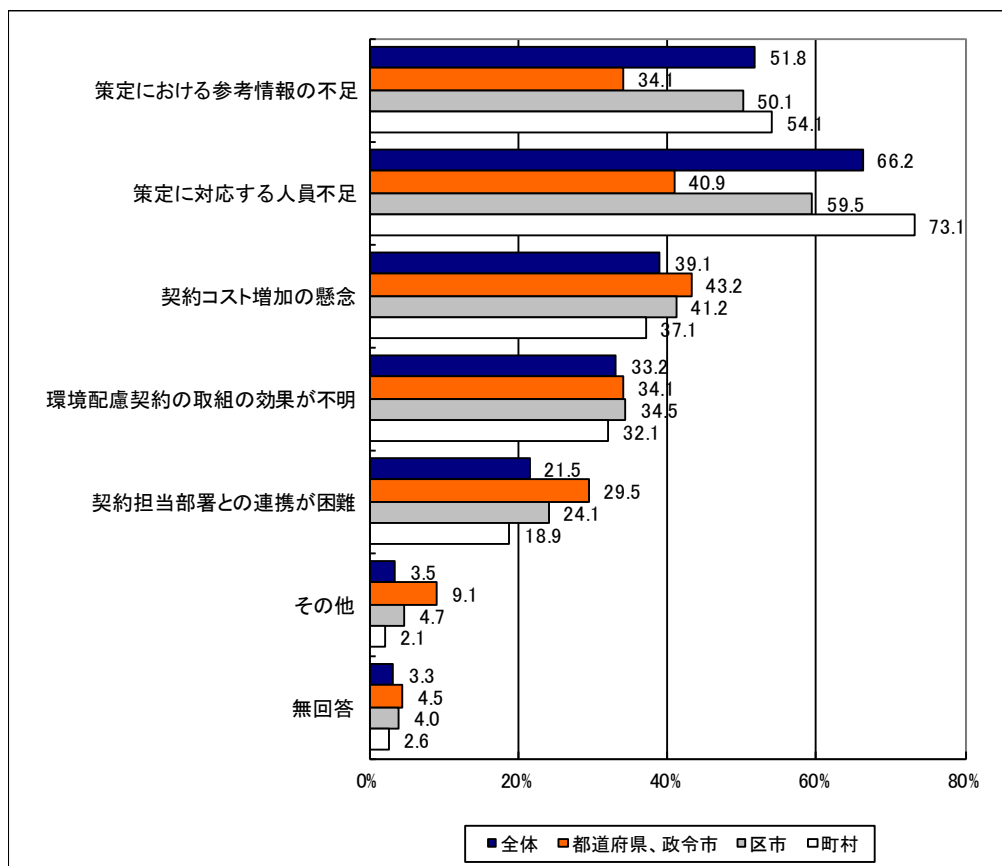


図 10. 契約方針の策定条件

3-1-6 環境基本計画等の策定状況及び公表状況（問2-6）

■策定状況及び方針の位置付け

単独での方針策定以外に「環境基本計画や要綱等を方針として位置付けている」ものとして、最も多かったのは、「地球温暖化防止に資する計画」が73.2%、「環境施策の基本となる計画」が52.8%となっている。

表14. 環境基本計画等の策定状況

策定状況	件数	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	1708	902	771	35
	100.0	52.8	45.1	2.0
環境マネジメントシステム	1708	363	1288	57
	100.0	21.3	75.4	3.3
地球温暖化防止に資する計画	1708	1251	438	19
	100.0	73.2	25.6	1.1
循環型社会形成に資する計画	1708	449	1191	68
	100.0	26.3	69.7	4.0
その他	1708	21	430	1257
	100.0	1.2	25.2	73.6

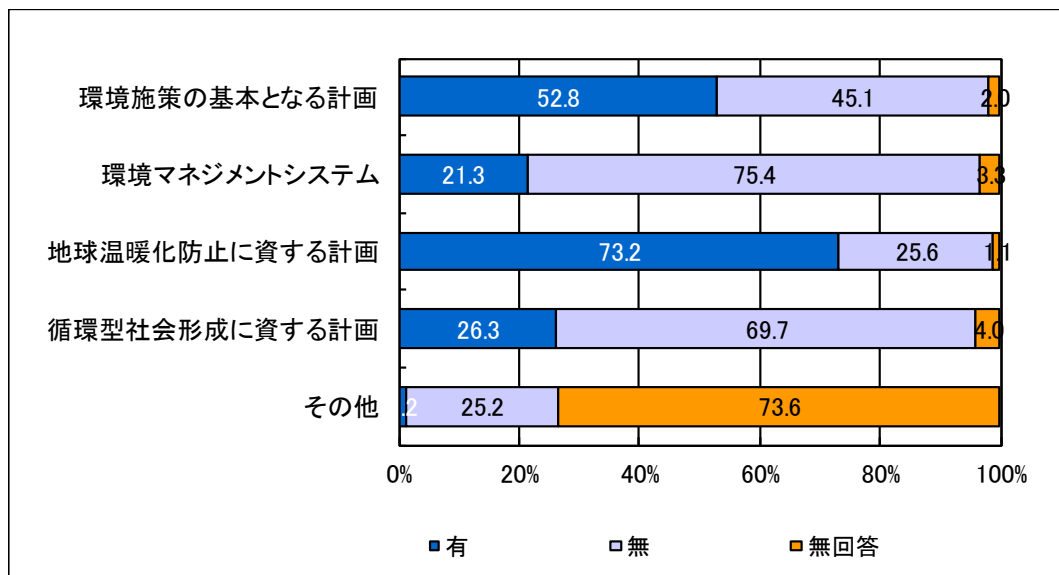


図11. 環境基本計画等の策定状況

表 15. 環境基本計画等におけるグリーン購入の位置付け

団体分類	策定状況 有」の 件数	環境 施策の 基本と なる計 画	環境 マネジ メント システ ム	地球 温暖化 防止に 資する 計画	循環 型社会 形成に 資する 計画	その他	無 回 答
合 計	1384 100.0	414 29.9	234 16.9	684 49.4	86 6.2	11 0.8	552 39.9
都道府県、政令市	67 100.0	52 77.6	44 65.7	54 80.6	39 58.2	6 9.0	3 4.5
区市	745 100.0	304 40.8	169 22.7	416 55.8	40 5.4	5 0.7	228 30.6
町村	572 100.0	58 10.1	21 3.7	214 37.4	7 1.2	-	321 56.1

※問 2-6 は複数回答につき、回答率は「回答数/調査対象地方公共団体数」を算出したものである。

表 16. 環境基本計画等における環境配慮契約の位置付け

団体分類	策定状況 有」の 件数	環境 施策の 基本と なる計 画	環境 マネジ メント システ ム	地球 温暖化 防止に 資する 計画	循環 型社会 形成に 資する 計画	グリー ン購入 の調達 方針	その他	無 回 答
合 計	1393 100.0	67 4.8	41 2.9	166 11.9	18 1.3	29 2.1	4 0.3	1166 83.7
都道府県、政令市	67 100.0	7 10.4	6 9.0	17 25.4	3 4.5	12 17.9	2 3.0	39 58.2
区市	747 100.0	49 6.6	34 4.6	100 13.4	7 0.9	15 2.0	2 0.3	609 81.5
町村	579 100.0	11 1.9	1 0.2	49 8.5	8 1.4	2 0.3	-	518 89.5

※問 2-6 は複数回答につき、回答率は「回答数/調査対象地方公共団体数」を算出したものである。

■公表状況

環境基本計画等の公表状況は、「環境施策の基本となる計画」が最も高く92.5%、「環境マネジメントシステム」が77.7%、「地球温暖化防止に資する計画」が76.3%となっている。

表17. 環境基本計画等の公表状況

団体分類	件数	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	902	834	46	22
	100.0	92.5	5.1	2.4
環境マネジメントシステム	363	282	66	15
	100.0	77.7	18.2	4.1
地球温暖化防止に資する計画	1251	955	234	62
	100.0	76.3	18.7	5.0
循環型社会形成に資する計画	449	281	127	41
	100.0	62.6	28.3	9.1
その他	21	18	2	1
	100.0	85.7	9.5	4.8

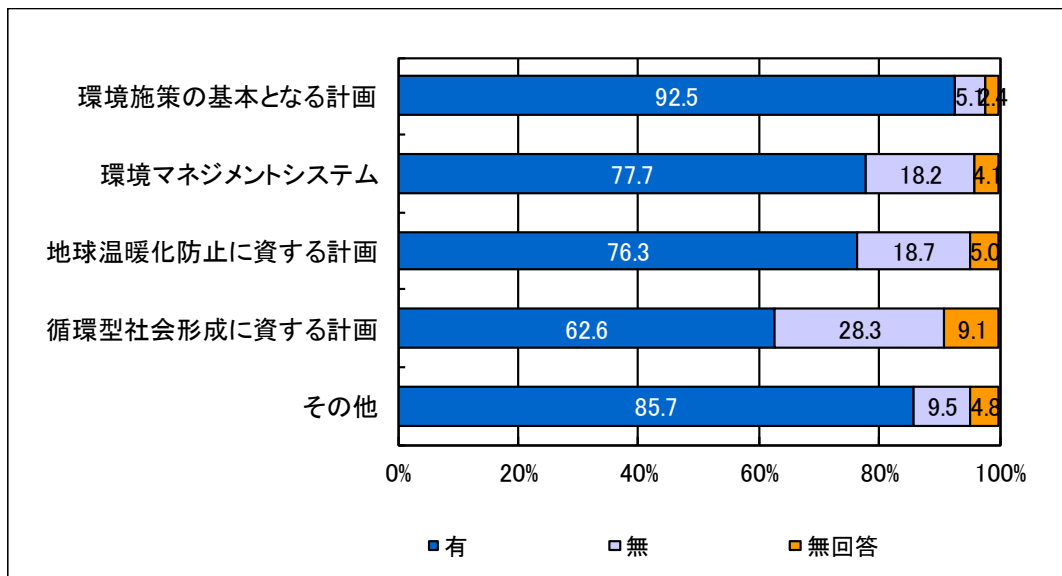


図12. 環境基本計画等の公表状況

3-1-7 方針以外の具体的な取組（問2-7）

■グリーン購入

方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等の送付」24.3%、「体制や手順を定めて実施」13.2%があげられる。都道府県・政令市では95.5%が「各部署へ通知や通達等の送付」、40.3%が「体制や手順を定めて実施」を行っている。

表18. 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

団体分類	件数	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合計	1708	170	226	415	142	115	106	986	52
	100.0	10.0	13.2	24.3	8.3	6.7	6.2	57.7	3.0
都道府県、政令市	67	23	27	64	17	23	5	-	-
	100.0	34.3	40.3	95.5	25.4	34.3	7.5	-	-
区市	778	121	164	274	100	85	60	319	15
	100.0	15.6	21.1	35.2	12.9	10.9	7.7	41.0	1.9
町村	863	26	35	77	25	7	41	667	37
	100.0	3.0	4.1	8.9	2.9	0.8	4.8	77.3	4.3

※問2-7は複数回答につき、回答率は「回答数/調査対象地方公共団体数」を算出したものである。

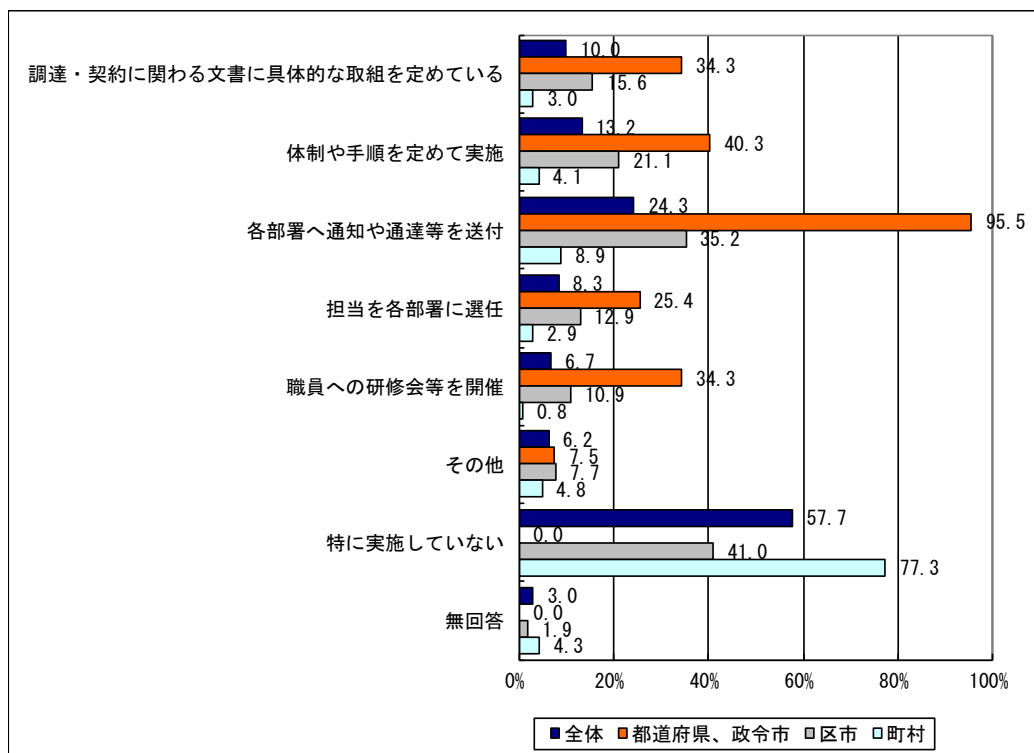


図13. 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

■環境配慮契約

契約方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等を送付」6.0%、「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」4.1%があげられる。都道府県・政令市では31.3%が「各部署へ通知や通達等を送付」を行っている。

今後、組織内での取組を推進するためには通知や通達を送付するだけでなく、手順や取組方、事例を具体的に提示していく必要がある。

表 19. 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

団体分類	件数	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合計	1708	70	39	102	20	26	31	1222	297
	100.0	4.1	2.3	6.0	1.2	1.5	1.8	71.5	17.4
都道府県、政令市	67	14	9	21	4	7	5	21	15
	100.0	20.9	13.4	31.3	6.0	10.4	7.5	31.3	22.4
区市	778	46	27	59	14	18	21	493	163
	100.0	5.9	3.5	7.6	1.8	2.3	2.7	63.4	21.0
町村	863	10	3	22	2	1	5	708	119
	100.0	1.2	0.3	2.5	0.2	0.1	0.6	82.0	13.8

※問 2-7 は複数回答につき、回答率は「回答数/調査対象地方公共団体数」を算出したものである。

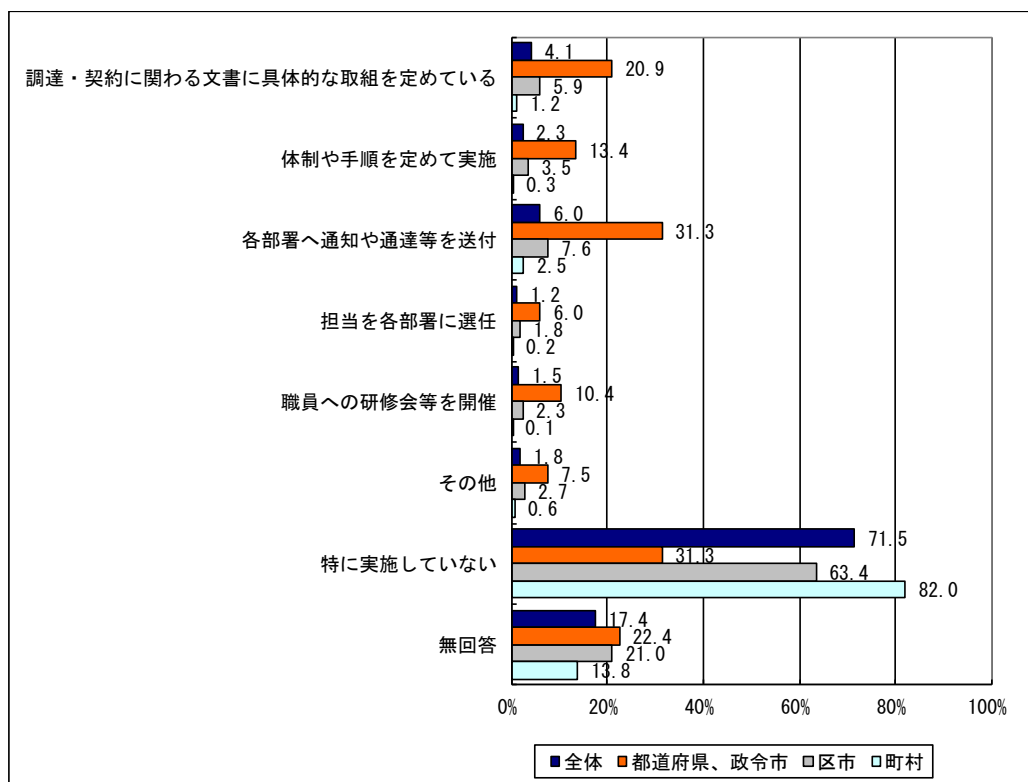


図 14. 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

3-2 環境配慮契約法に関するアンケート調査

3-2-1 環境配慮契約の契約案件の有無（問4-1）

環境配慮契約の有無にかかわらず、平成 29 年度に当該類型での契約案件があったと回答した地方公共団体は、自動車購入及び賃貸借 66.2%、建築物設計 59.3%、産業廃棄物処理は 44.0%であり、ESCO事業及び船舶供給調達はほとんど契約案件がない状況となっていた。

なお、電気供給の契約がある団体は 45.4%にとどまり、約半数は「契約案件無し」と回答した。これは長期継続契約や契約自動更新により、平成 29 年度には契約行為がなかった状況（年度ごとの債務負担行為は実施）を反映していることが推察される。

■全体

表 20. 契約案件の有無（全体）

類型	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
電気供給	1708	775	885	48
	100.0	45.4	51.8	2.8
自動車購入及び賃貸借	1708	1131	534	43
	100.0	66.2	31.3	2.5
船舶調達	1708	21	1620	67
	100.0	1.2	94.8	3.9
ESCO事業	1708	57	1585	66
	100.0	3.3	92.8	3.9
建築物設計	1708	1012	644	52
	100.0	59.3	37.7	3.0
産業廃棄物処理	1708	751	898	59
	100.0	44.0	52.6	3.5

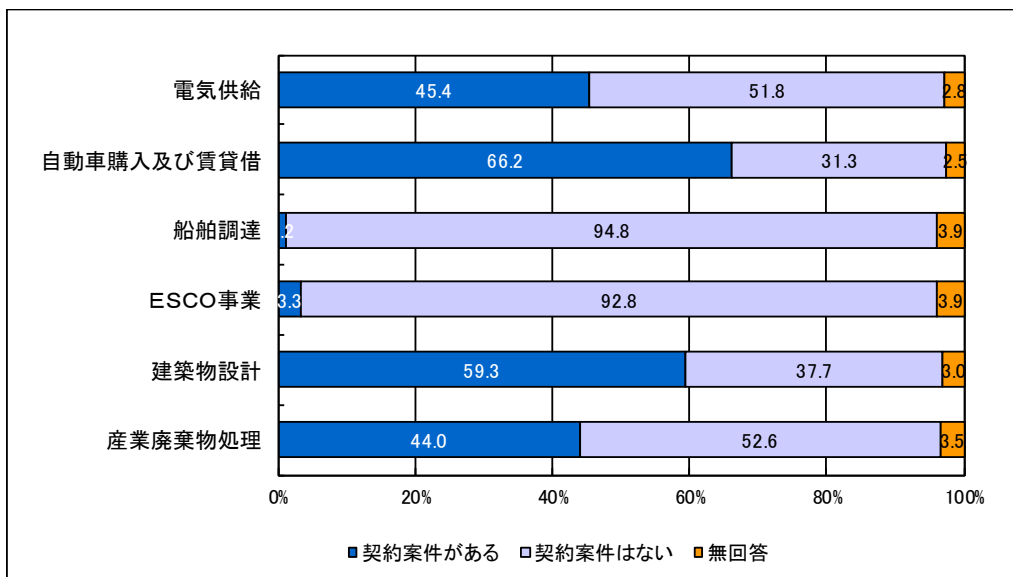


図 15. 契約案件の有無

■電気供給

表 2 1. 契約案件の有無（電気供給）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
合計	1708 100.0	775 45.4	885 51.8	48 2.8
都道府県、政令市	67 100.0	58 86.6	9 13.4	-
区市	778 100.0	471 60.5	284 36.5	23 3.0
町村	863 100.0	246 28.5	592 68.6	25 2.9

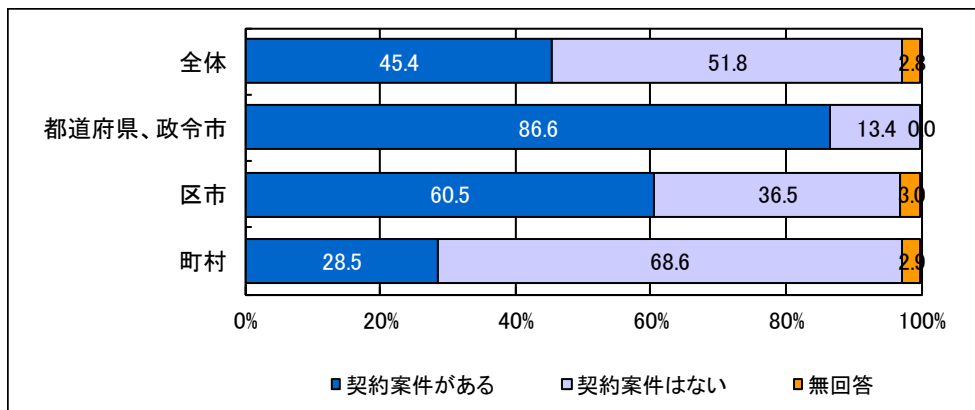


図 1 6. 契約案件の有無（電気供給）

■自動車の購入及び賃貸借

表 2.2. 契約案件の有無（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
合計	1708 100.0	1131 66.2	534 31.3	43 2.5
都道府県、政令市	67 100.0	59 88.1	8 11.9	-
区市	778 100.0	633 81.4	127 16.3	18 2.3
町村	863 100.0	439 50.9	399 46.2	25 2.9

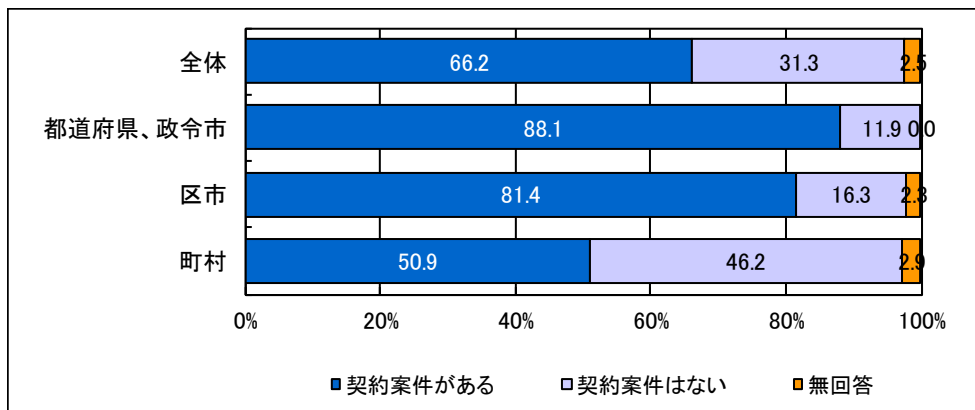


図 1.7. 契約案件の有無（自動車の購入及び賃貸借）

■ 船舶調達

表 2 3 . 契約案件の有無 (船舶調達)

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
合 計	1708 100.0	21 1.2	1620 94.8	67 3.9
都道府県、政令市	67 100.0	8 11.9	55 82.1	4 6.0
区市	778 100.0	11 1.4	736 94.6	31 4.0
町村	863 100.0	2 0.2	829 96.1	32 3.7

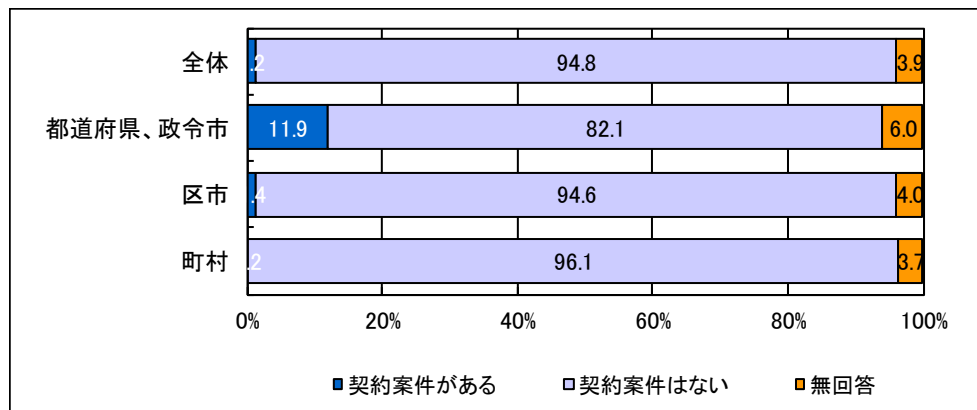


図 1 8 . 契約案件の有無 (船舶調達)

■ E S C O 事業

表 2 4 . 契約案件の有無 (E S C O 事業)

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
合 計	1708 100.0	57 3.3	1585 92.8	66 3.9
都道府県、政令市	67 100.0	10 14.9	56 83.6	1 1.5
区市	778 100.0	35 4.5	711 91.4	32 4.1
町村	863 100.0	12 1.4	818 94.8	33 3.8

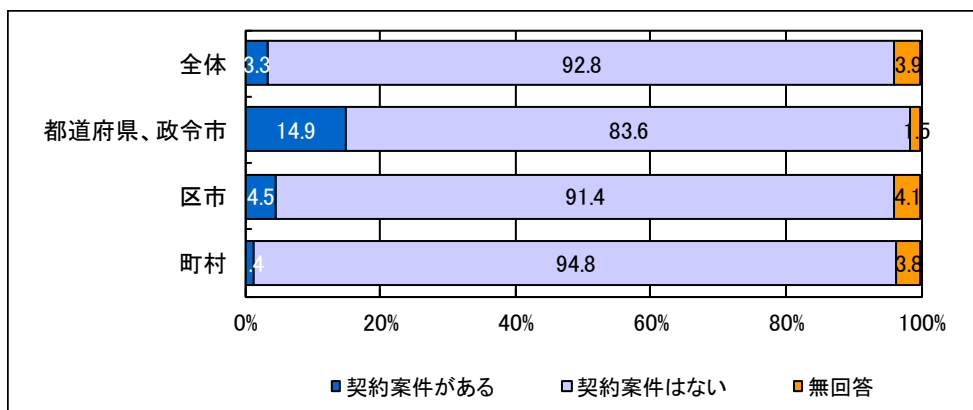


図 1 9 . 契約案件の有無 (E S C O 事業)

■ 建築物設計

表 2 5 . 契約案件の有無（建築物設計）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
合 計	1708 100.0	1012 59.3	644 37.7	52 3.0
都道府県、政令市	67 100.0	51 76.1	15 22.4	1 1.5
区市	778 100.0	580 74.6	174 22.4	24 3.1
町村	863 100.0	381 44.1	455 52.7	27 3.1

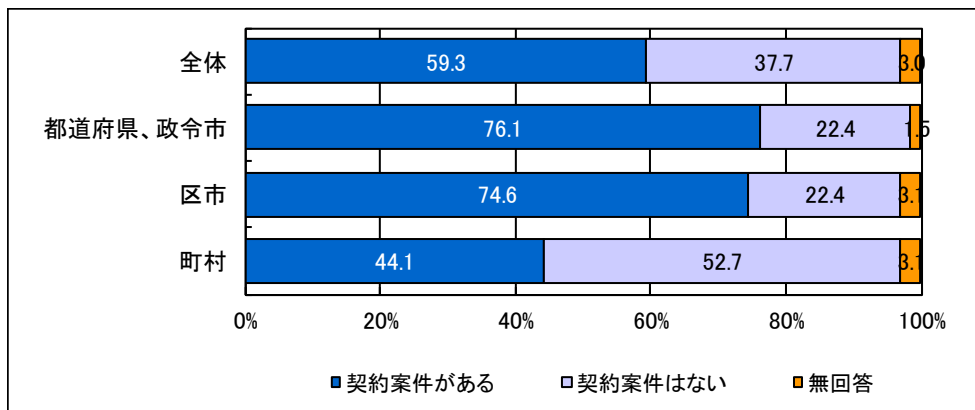


図 2 0 . 契約案件の有無（建築物設計）

■産業廃棄物処理

表 2 6 . 契約案件の有無（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
合 計	1708	751	898	59
	100.0	44.0	52.6	3.5
都道府県、政令市	67	54	12	1
	100.0	80.6	17.9	1.5
区市	778	457	292	29
	100.0	58.7	37.5	3.7
町村	863	240	594	29
	100.0	27.8	68.8	3.4

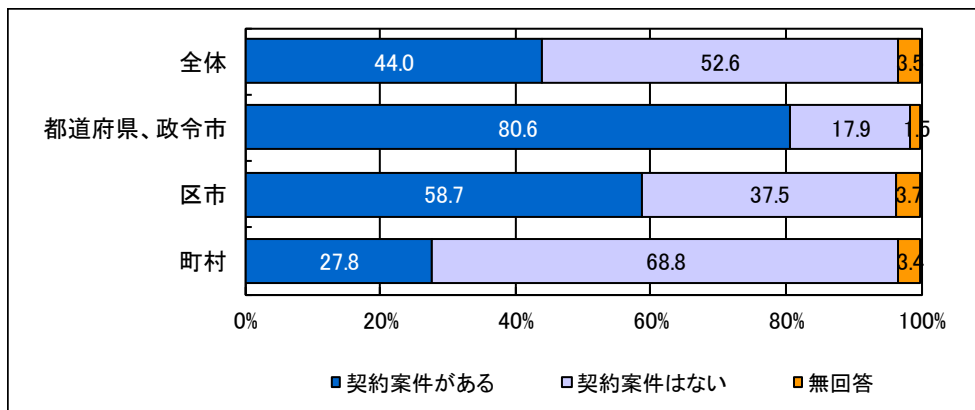


図 2 1 . 契約案件の有無（産業廃棄物処理）

3-2-2 環境配慮契約の取組状況（問4-2）

環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」と回答した）団体は、電気供給 14.3%、自動車購入及び賃貸借 14.0%、建築物設計 8.9%となっており、全体的に取組率は低い。「担当者の判断で取り組んでいる」ことを合わせると、取組率は電気供給 27.2%、自動車購入及び賃貸借 33.9%、建築物設計 26.2%、産業廃棄物処理 20.1%、ESCO事業 7.5%、船舶調達 3.1%であった。

表 2 7 . 環境配慮契約の組織的取組（全体）

	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
電気供給	1708 100.0	124 7.3	119 7.0	220 12.9	1175 68.8	70 4.1
自動車購入及び賃貸借	1708 100.0	64 3.7	176 10.3	340 19.9	1069 62.6	59 3.5
船舶調達	1708 100.0	1 0.1	7 0.4	45 2.6	1407 82.4	248 14.5
ESCO事業	1708 100.0	16 0.9	38 2.2	75 4.4	1349 79.0	230 13.5
建築物設計	1708 100.0	39 2.3	112 6.6	296 17.3	1183 69.3	78 4.6
産業廃棄物処理	1708 100.0	28 1.6	80 4.7	236 13.8	1256 73.5	108 6.3

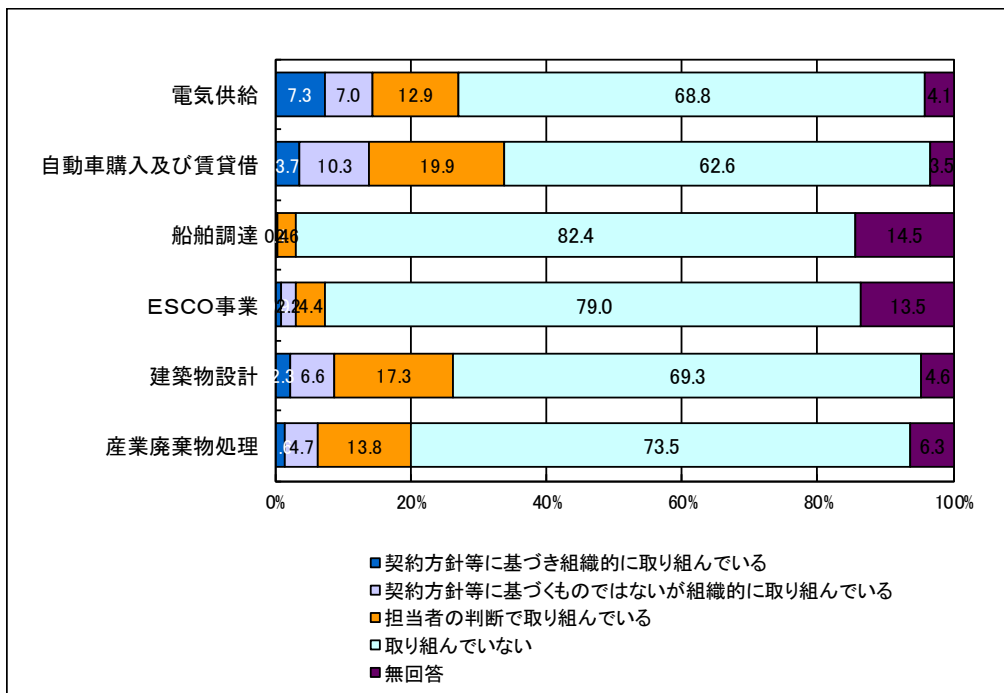


図 2 2 . 環境配慮契約の組織的取組（全体）

■ 電気供給

表 2 8. 環境配慮契約の組織的取組（電気供給）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合計	1708 100.0	124 7.3	119 7.0	220 12.9	1175 68.8	70 4.1
都道府県、政令市	67 100.0	29 43.3	5 7.5	3 4.5	30 44.8	-
区市	778 100.0	84 10.8	80 10.3	103 13.2	485 62.3	26 3.3
町村	863 100.0	11 1.3	34 3.9	114 13.2	660 76.5	44 5.1

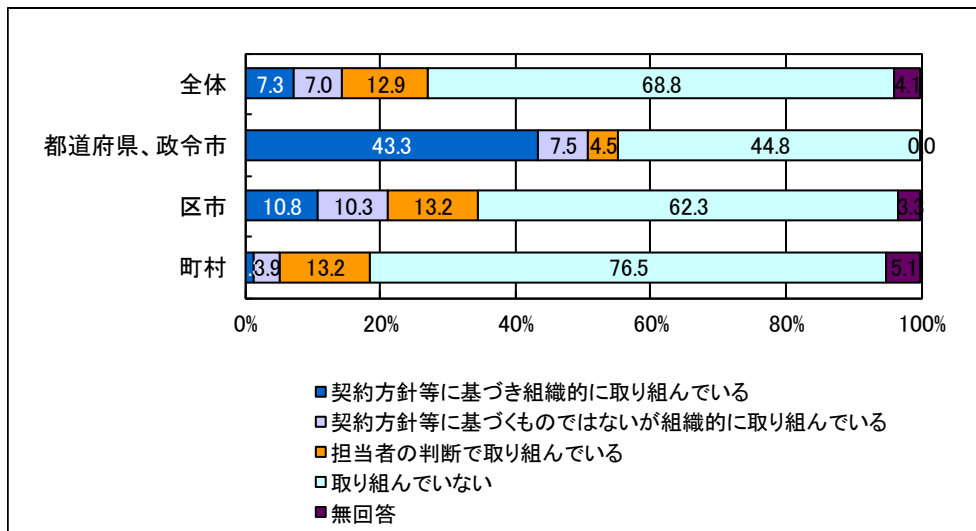


図 2 3. 環境配慮契約の組織的取組

■自動車の購入及び賃貸借

表 2 9. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合計	1708 100.0	64 3.7	176 10.3	340 19.9	1069 62.6	59 3.5
都道府県、政令市	67 100.0	15 22.4	11 16.4	2 3.0	38 56.7	1 1.5
区市	778 100.0	38 4.9	105 13.5	153 19.7	464 59.6	18 2.3
町村	863 100.0	11 1.3	60 7.0	185 21.4	567 65.7	40 4.6

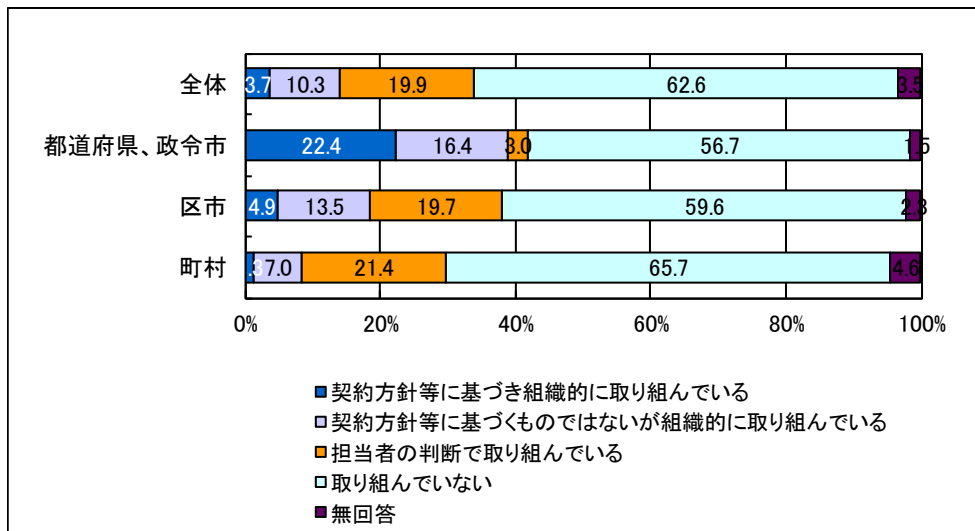


図 2 4. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

表 3 0. 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合計	1708 100.0	1 0.1	7 0.4	45 2.6	1407 82.4	248 14.5
都道府県、政令市	67 100.0	-	2 3.0	2 3.0	58 86.6	5 7.5
区市	778 100.0	1 0.1	3 0.4	17 2.2	612 78.7	145 18.6
町村	863 100.0	-	2 0.2	26 3.0	737 85.4	98 11.4

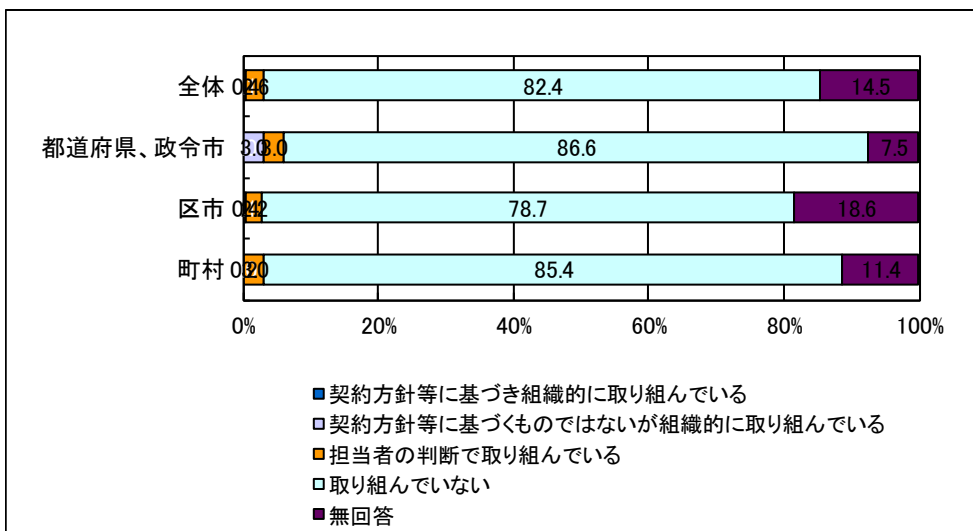


図 2 5. 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

表 3 1. 環境配慮契約の組織的取組 (E S C O 事業)

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合計	1708 100.0	16 0.9	38 2.2	75 4.4	1349 79.0	230 13.5
都道府県、政令市	67 100.0	9 13.4	9 13.4	4 6.0	43 64.2	2 3.0
区市	778 100.0	6 0.8	23 3.0	31 4.0	583 74.9	135 17.4
町村	863 100.0	1 0.1	6 0.7	40 4.6	723 83.8	93 10.8

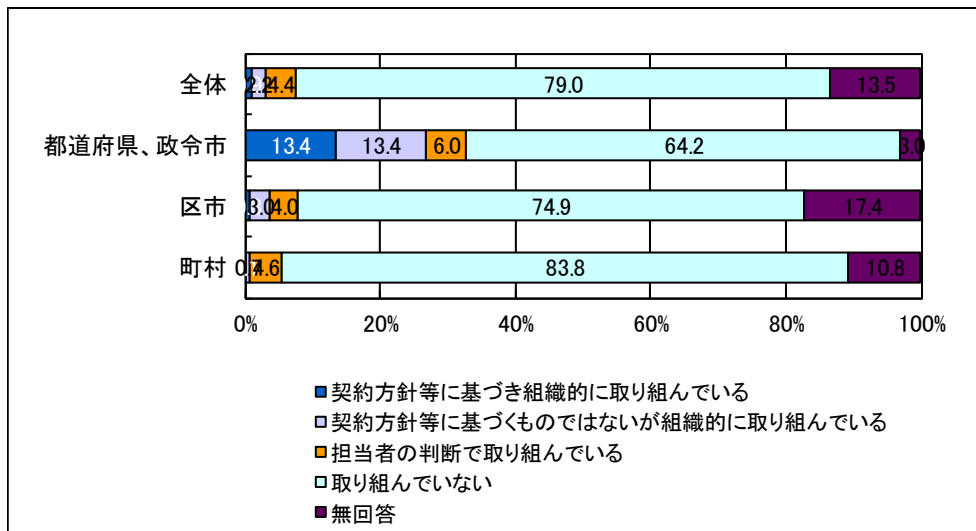


図 2 6. 環境配慮契約の組織的取組 (E S C O 事業)

■ 建築物設計

表 3 2. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合計	1708 100.0	39 2.3	112 6.6	296 17.3	1183 69.3	78 4.6
都道府県、政令市	67 100.0	9 13.4	13 19.4	4 6.0	40 59.7	1 1.5
区市	778 100.0	23 3.0	71 9.1	150 19.3	505 64.9	29 3.7
町村	863 100.0	7 0.8	28 3.2	142 16.5	638 73.9	48 5.6

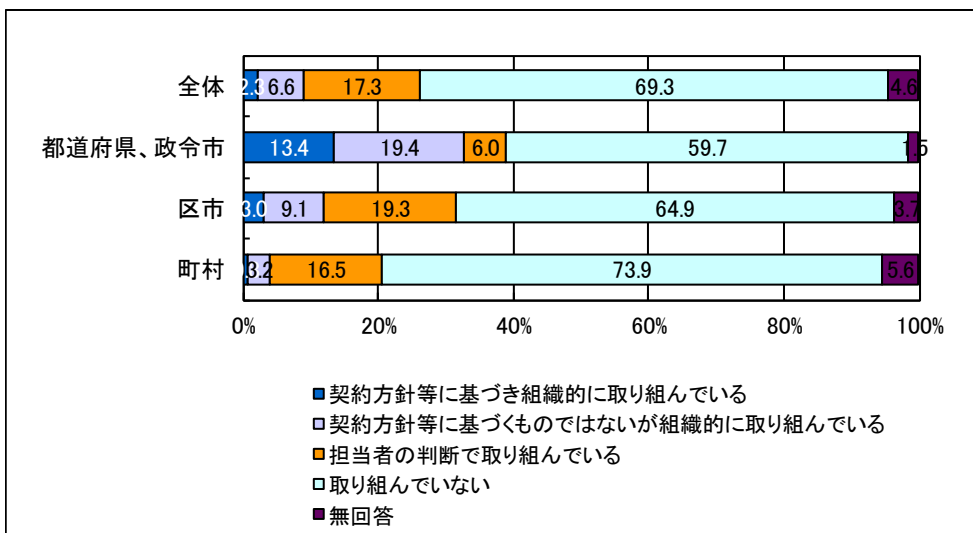


図 2 7. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

■産業廃棄物処理

表 3 3. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合計	1708 100.0	28 1.6	80 4.7	236 13.8	1256 73.5	108 6.3
都道府県、政令市	67 100.0	5 7.5	4 6.0	3 4.5	53 79.1	2 3.0
区市	778 100.0	18 2.3	54 6.9	122 15.7	542 69.7	42 5.4
町村	863 100.0	5 0.6	22 2.5	111 12.9	661 76.6	64 7.4

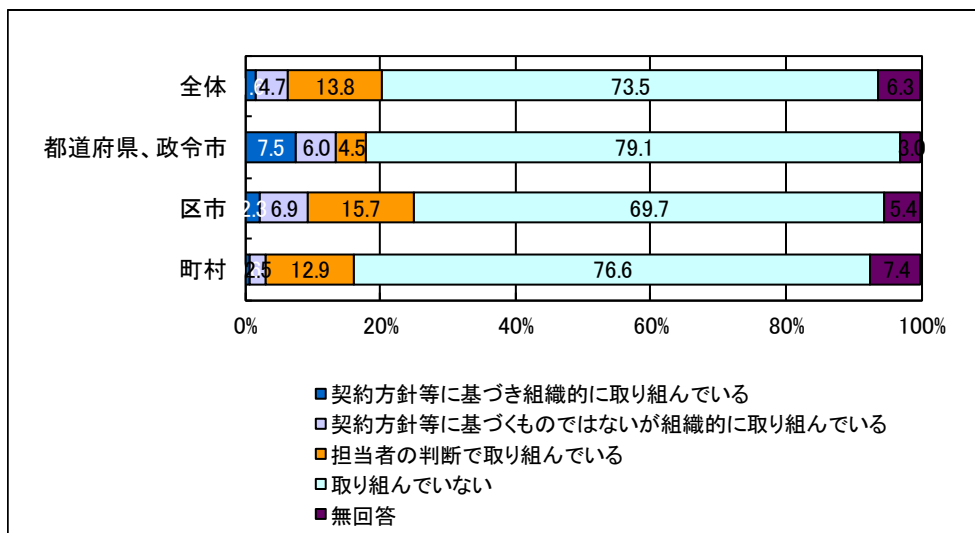


図 2 8. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

今後、組織的に環境配慮契約に取り組む予定がある団体は、電気供給では全体の 2.9%、自動車購入及び賃貸借では全体の 2.3%、その他の類型では 1%程度であったことから、環境配慮契約の実施による効果やメリットを伝え、組織的な体制作りを支援するためのノウハウを提供していく工夫が必要と考えられる。

表 3 4. 「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答

団体分類	件数	電気供給	自動車購入及び賃貸借	船舶調達	E S C O 事業	建築物設計	産業廃棄物処理	無回答
合計	1708 100.0	50 2.9	39 2.3	13 0.8	22 1.3	26 1.5	24 1.4	1639 96.0
都道府県、政令市	67 100.0	6 9.0	-	-	2 3.0	1 1.5	2 3.0	58 86.6
区市	778 100.0	20 2.6	18 2.3	4 0.5	8 1.0	8 1.0	8 1.0	748 96.1
町村	863 100.0	24 2.8	21 2.4	9 1.0	12 1.4	17 2.0	14 1.6	833 96.5

3-2-3 環境配慮契約を実施できない要因（問4-3）

環境配慮契約を実施できない要因として、全体ではすべての類型において「各契約方式における評価・審査体制が構築できていない」との回答が最も多かった。類型別の回答率は、電気供給 40.0%、自動車購入及び賃貸借 45.0%、船舶調達 24.9%、ESCO事業 28.9%、建築物設計 44.1%、産業廃棄物処理 38.6%であった。

電気供給について、都道府県・政令市は区市町村と比べて「実際に契約を行う各課部局が関係する部署との調整が難しい」、「評価項目や基準設定の設定と妥当性の検証」との回答が多い傾向にあった。

表35. 環境配慮契約の課題／電気供給

団体分類	件数	実際に契約を行う各課部局や関係する部署との調整が難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	評価項目や基準設定の設定と妥当性の検証	対象となる施設・契約の管理・調整	入札参加資格登録事業者への事前の照会、問い合わせ対応	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	随意契約を行っている	無回答
合計	1708	497	683	390	626	301	224	171	405	279	272
	100.0	29.1	40.0	22.8	36.7	17.6	13.1	10.0	23.7	16.3	15.9
都道府県、政令市	67	23	23	14	19	18	8	7	14	8	19
	100.0	34.3	34.3	20.9	28.4	26.9	11.9	10.4	20.9	11.9	28.4
区市	778	243	327	172	284	160	105	69	195	114	128
	100.0	31.2	42.0	22.1	36.5	20.6	13.5	8.9	25.1	14.7	16.5
町村	863	231	333	204	323	123	111	95	196	157	125
	100.0	26.8	38.6	23.6	37.4	14.3	12.9	11.0	22.7	18.2	14.5

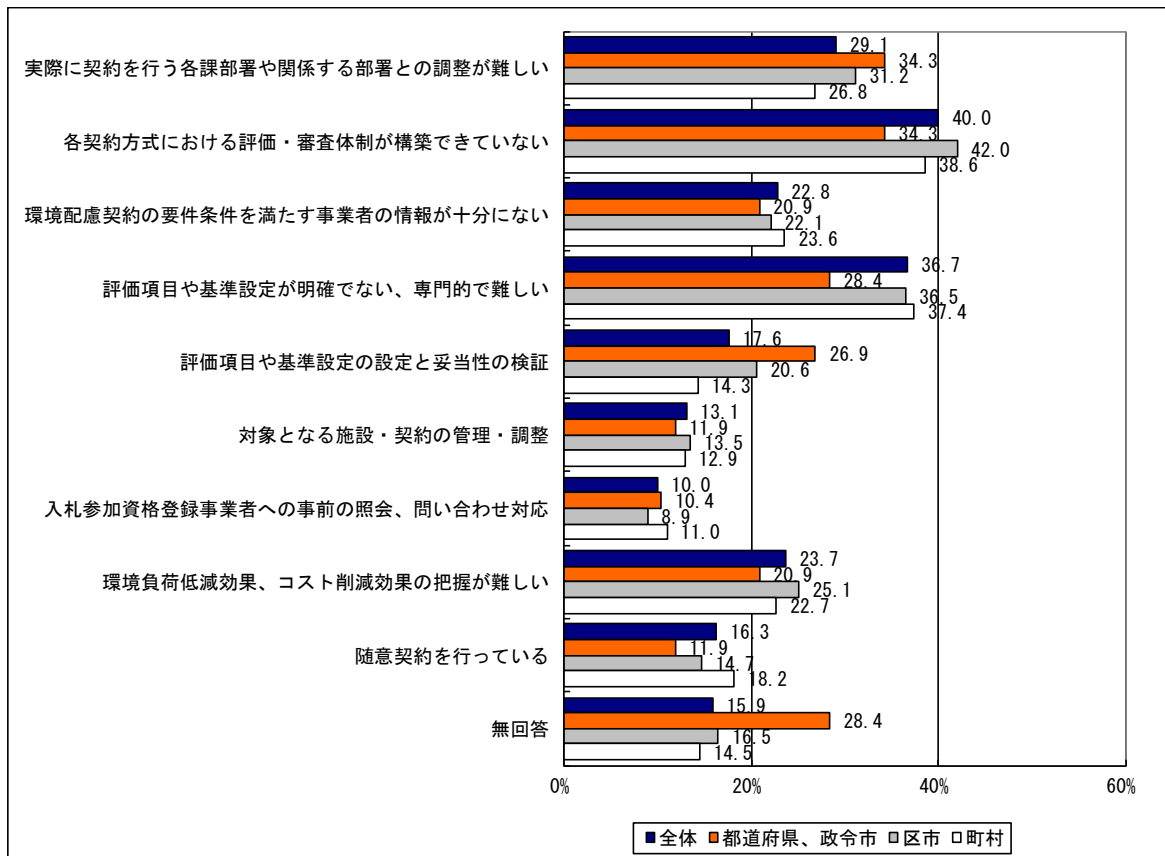


図29. 環境配慮契約の課題／電気供給

表 3 6. 環境配慮契約の課題／自動車購入及び賃貸借

団体分類	件数	実際に契約を行う各課部署や関係する部署との調整が難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	評価項目や基準設定の設定と妥当性の検証	対象となる施設・契約の管理・調整	入札参加資格登録事業者への事前の照会、問い合わせ対応	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	随意契約を行っている	無回答
合計	1708	546	769	413	669	312	198	191	444	92	256
	100.0	32.0	45.0	24.2	39.2	18.3	11.6	11.2	26.0	5.4	15.0
都道府県、政令市	67	24	27	8	19	9	3	6	16	2	19
	100.0	35.8	40.3	11.9	28.4	13.4	4.5	9.0	23.9	3.0	28.4
区市	778	259	387	197	319	170	90	76	216	29	110
	100.0	33.3	49.7	25.3	41.0	21.9	11.6	9.8	27.8	3.7	14.1
町村	863	263	355	208	331	133	105	109	212	61	127
	100.0	30.5	41.1	24.1	38.4	15.4	12.2	12.6	24.6	7.1	14.7

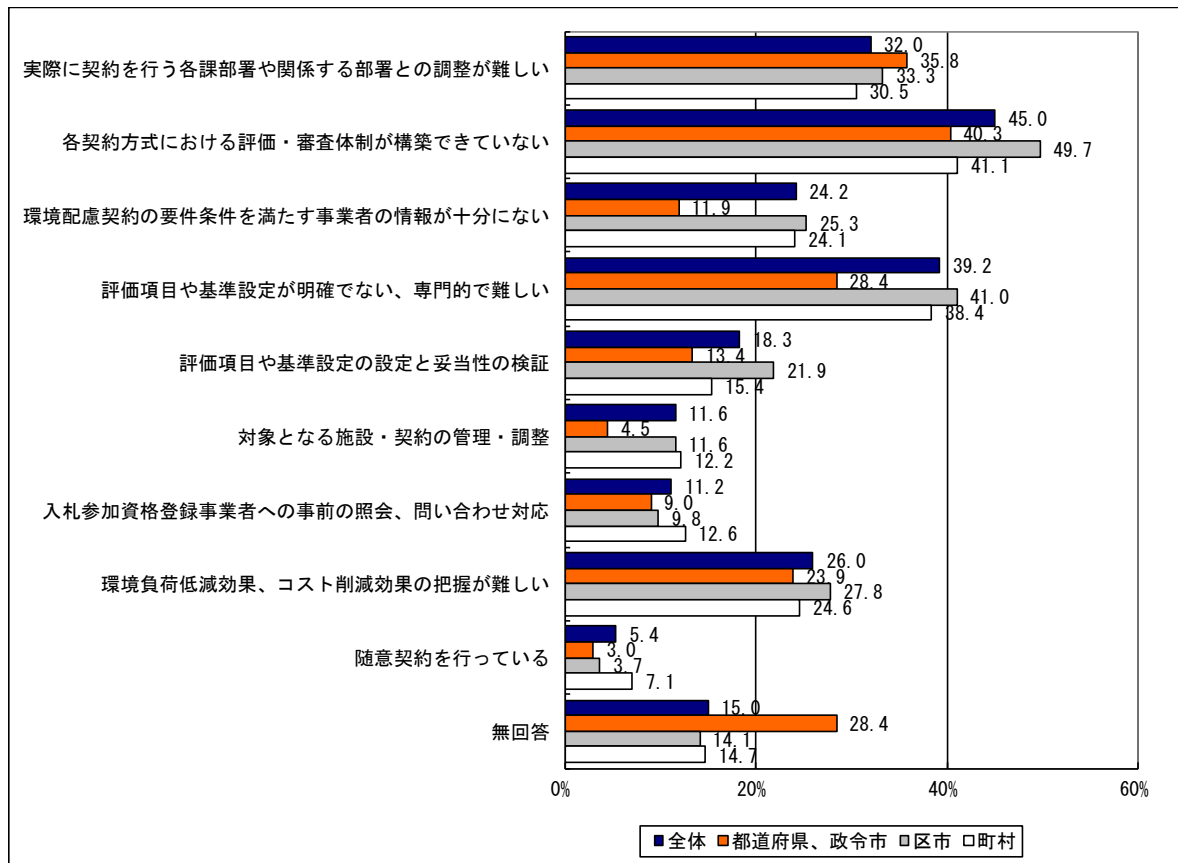


図 3 0. 環境配慮契約の課題／自動車購入及び賃貸借

表 3 7 . 環境配慮契約の課題／船舶調達

団体分類	件数	実際に契約を行う各課部署や関係する部署との調整が難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	評価項目や基準設定の設定と妥当性の検証	対象となる施設・契約の管理・調整	入札参加資格登録事業者への事前の照会、問い合わせ対応	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	随意契約を行っている	無回答
合計	1708	313	426	242	399	154	122	107	260	39	841
	100.0	18.3	24.9	14.2	23.4	9.0	7.1	6.3	15.2	2.3	49.2
都道府県、政令市	67	13	25	9	16	4	1	5	15	2	26
	100.0	19.4	37.3	13.4	23.9	6.0	1.5	7.5	22.4	3.0	38.8
区市	778	124	170	88	149	64	41	33	104	10	456
	100.0	15.9	21.9	11.3	19.2	8.2	5.3	4.2	13.4	1.3	58.6
町村	863	176	231	145	234	86	80	69	141	27	359
	100.0	20.4	26.8	16.8	27.1	10.0	9.3	8.0	16.3	3.1	41.6

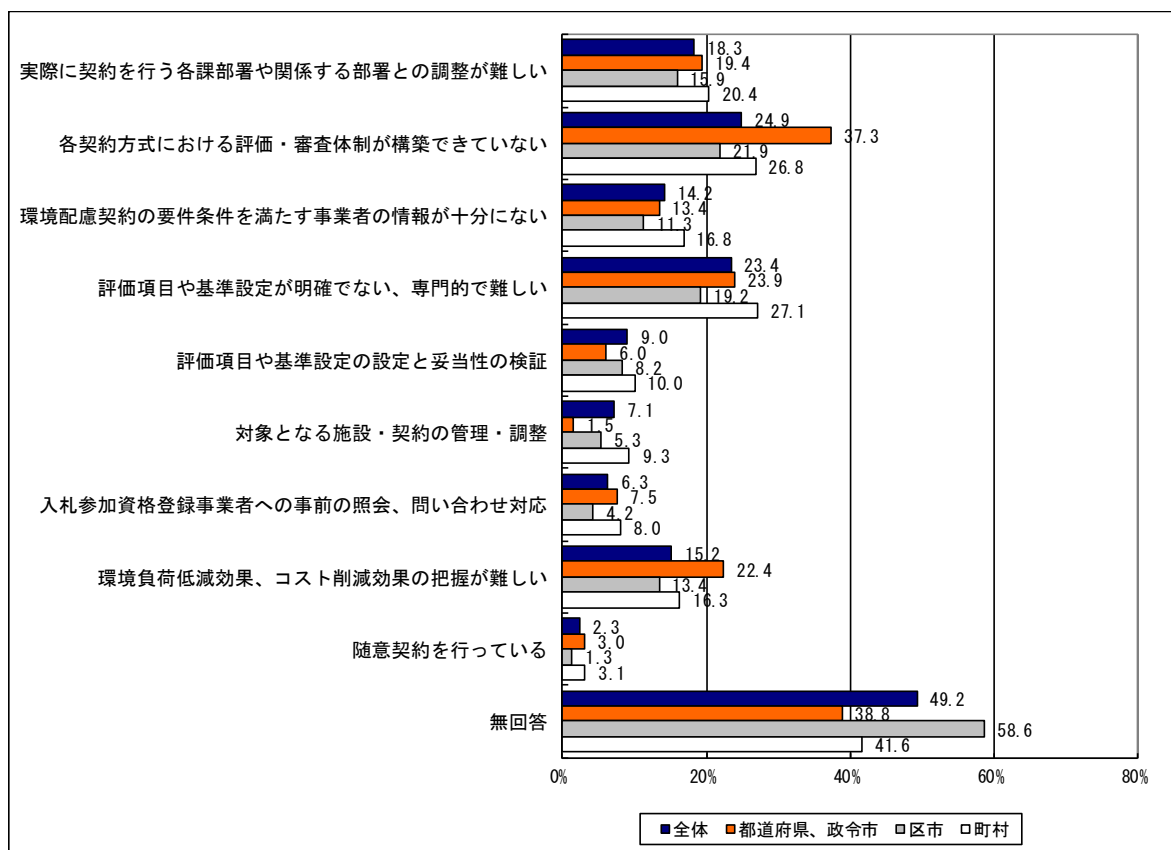


図 3 1 . 環境配慮契約の課題／船舶調達

表38. 環境配慮契約の課題／ESCO事業

団体分類	件数	実際に契約を行う各課部署や関係する部署との調整が難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	評価項目や基準設定の設定と妥当性の検証	対象となる施設・契約の管理・調整	入札参加資格登録事業者への事前の照会、問い合わせ対応	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	随意契約を行っている	無回答
合計	1708	372	494	284	457	193	166	126	303	53	723
	100.0	21.8	28.9	16.6	26.8	11.3	9.7	7.4	17.7	3.1	42.3
都道府県、政令市	67	22	21	10	16	7	9	5	13	2	27
	100.0	32.8	31.3	14.9	23.9	10.4	13.4	7.5	19.4	3.0	40.3
区市	778	154	214	115	186	89	61	44	133	18	388
	100.0	19.8	27.5	14.8	23.9	11.4	7.8	5.7	17.1	2.3	49.9
町村	863	196	259	159	255	97	96	77	157	33	308
	100.0	22.7	30.0	18.4	29.5	11.2	11.1	8.9	18.2	3.8	35.7

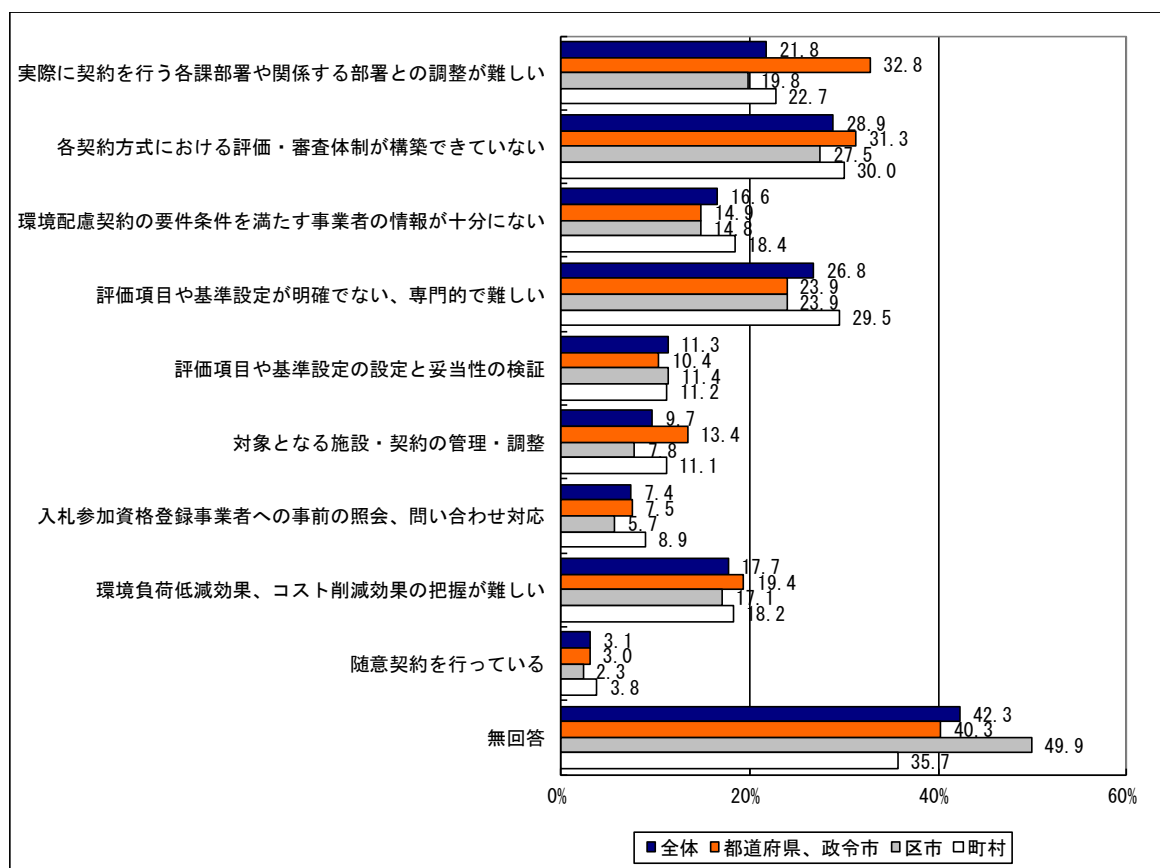


図32. 環境配慮契約の課題／ESCO事業

表 3 9 . 環境配慮契約の課題／建築物設計

団体分類	件数	実際に契約を行う各課部署や関係する部署との調整が難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	評価項目や基準設定の設定と妥当性の検証	対象となる施設・契約の管理・調整	入札参加資格登録事業者への事前の照会、問い合わせ対応	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	随意契約を行っている	無回答
合計	1708	555	754	415	679	294	211	193	433	84	292
	100.0	32.5	44.1	24.3	39.8	17.2	12.4	11.3	25.4	4.9	17.1
都道府県、政令市	67	21	35	11	23	6	4	3	15	5	19
	100.0	31.3	52.2	16.4	34.3	9.0	6.0	4.5	22.4	7.5	28.4
区市	778	260	373	191	316	159	90	78	209	31	132
	100.0	33.4	47.9	24.6	40.6	20.4	11.6	10.0	26.9	4.0	17.0
町村	863	274	346	213	340	129	117	112	209	48	141
	100.0	31.7	40.1	24.7	39.4	14.9	13.6	13.0	24.2	5.6	16.3

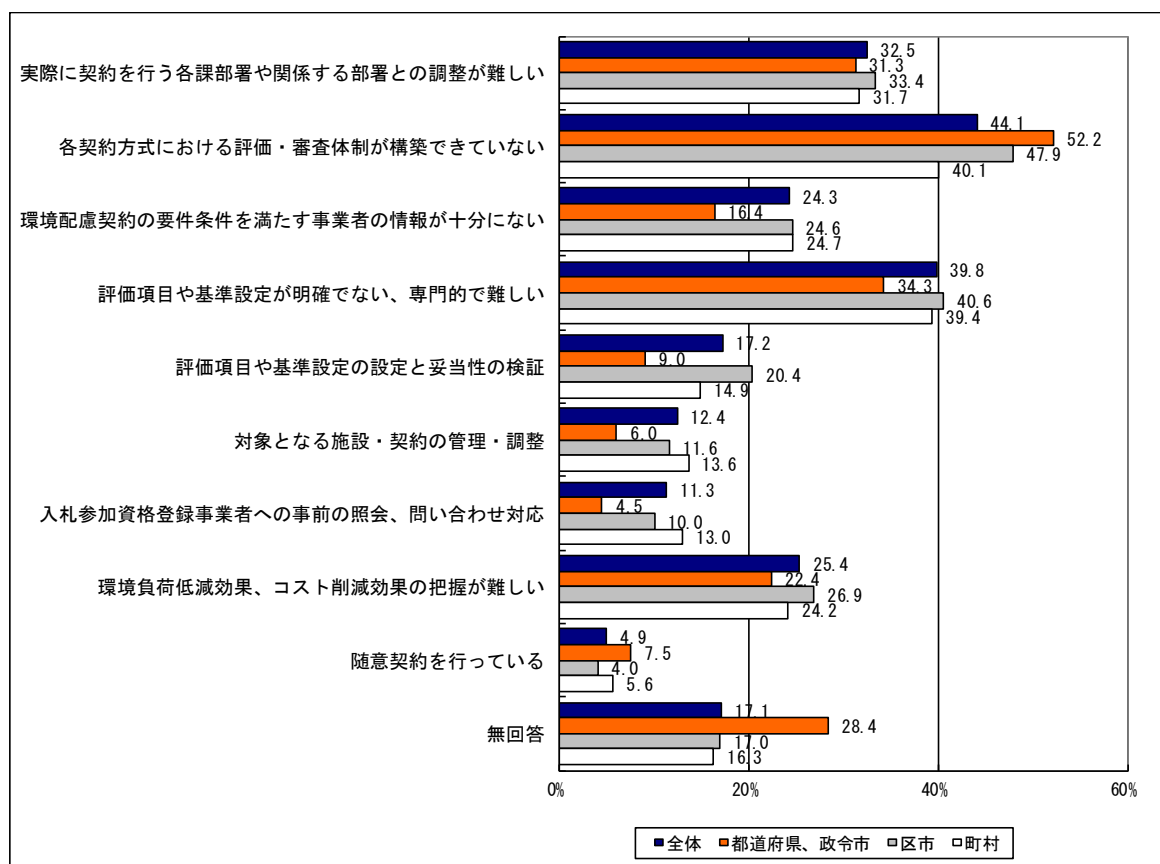


図 3 3 . 環境配慮契約の課題／建築物設計

表 4 0 . 環境配慮契約の課題／産業廃棄物処理

団体分類	件数	実際に契約を行う各課部署や関係する部署との調整が難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	評価項目や基準設定の設定と妥当性の検証	対象となる施設・契約の管理・調整	入札参加資格登録事業者への事前の照会、問い合わせ対応	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	随意契約を行っている	無回答
合計	1708	476	660	386	599	267	201	171	400	144	402
	100.0	27.9	38.6	22.6	35.1	15.6	11.8	10.0	23.4	8.4	23.5
都道府県、政令市	67	23	26	10	20	11	6	8	18	7	18
	100.0	34.3	38.8	14.9	29.9	16.4	9.0	11.9	26.9	10.4	26.9
区市	778	225	330	182	284	144	84	72	195	59	185
	100.0	28.9	42.4	23.4	36.5	18.5	10.8	9.3	25.1	7.6	23.8
町村	863	228	304	194	295	112	111	91	187	78	199
	100.0	26.4	35.2	22.5	34.2	13.0	12.9	10.5	21.7	9.0	23.1

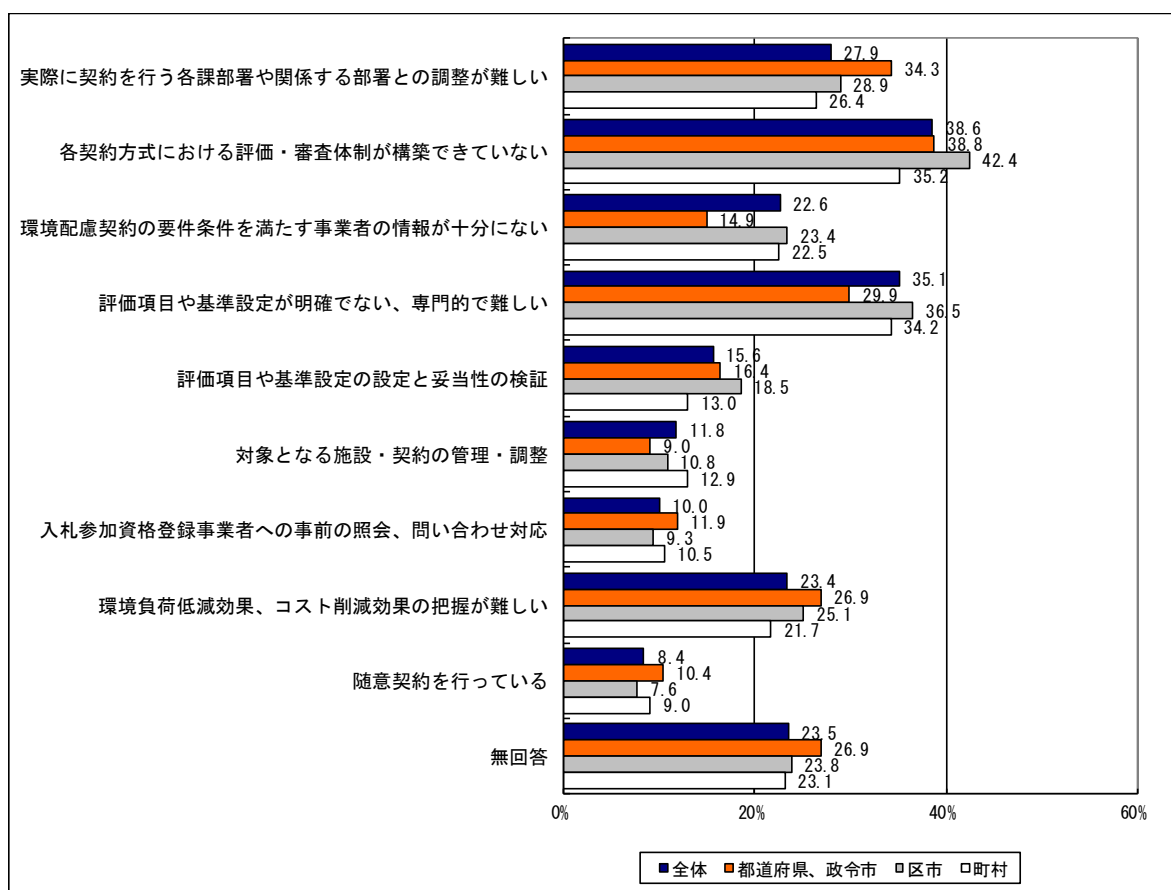


図 3 4 . 環境配慮契約の課題／産業廃棄物処理

3-2-4 環境配慮契約に際して参考になっているもの（問4-4）

環境配慮契約に際し、全体の46.4%が「国の環境配慮契約法に基づく基本方針・解説資料」を参考にしていると回答した。全体の30.1%は「特に参考になっているものはない」と回答しているが、「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」や「他の自治体による取組」を参考にしているという回答があった。このマニュアルの内容の充実を図り、特に組織的に取り組んでいない地方公共団体に対して普及を進めることが有効と考えられる。

表4-1. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

団体分類	件数	国の基本方針及びその解説資料	地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル	環境配慮契約法取組事例データベース	他の自治体による取組	独自に作成したデータベース	その他	特に参考になっているものはない	無回答
合計	392 100.0	182 46.4	105 26.8	42 10.7	94 24.0	8 2.0	16 4.1	118 30.1	33 8.4
都道府県、政令市	45 100.0	36 80.0	20 44.4	12 26.7	17 37.8	2 4.4	3 6.7	4 8.9	3 6.7
区市	252 100.0	118 46.8	69 27.4	22 8.7	62 24.6	3 1.2	11 4.4	72 28.6	21 8.3
町村	95 100.0	28 29.5	16 16.8	8 8.4	15 15.8	3 3.2	2 2.1	42 44.2	9 9.5

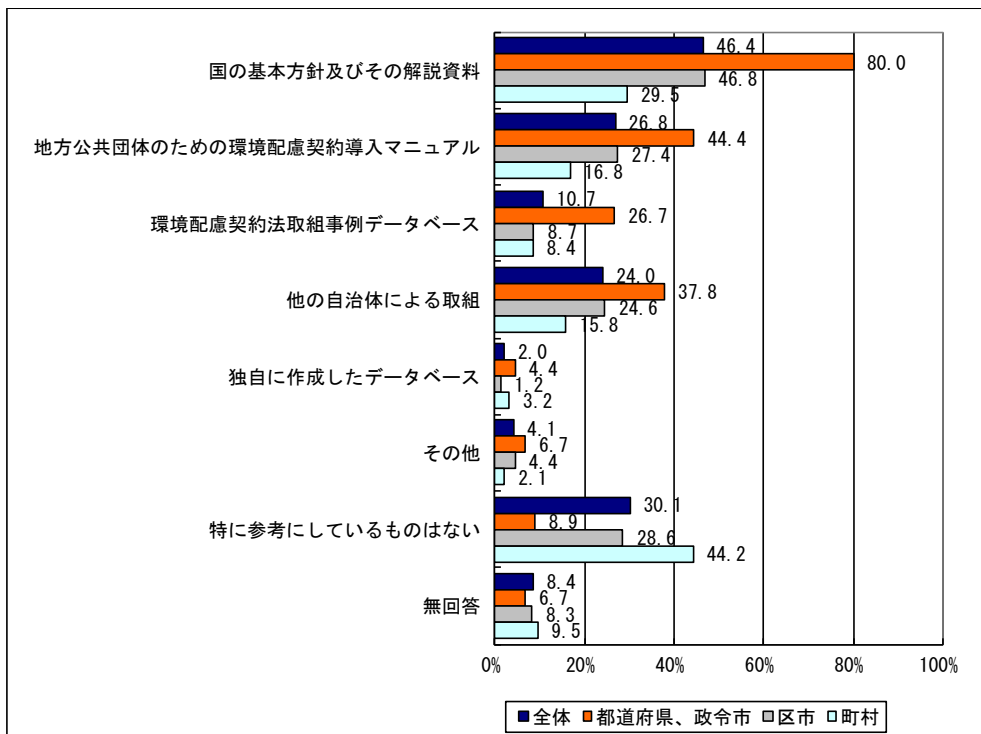


図3-5. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

3-2-5 環境配慮契約実績の把握と公表について（問4-5）

環境配慮契約法では、地方公共団体が環境配慮契約の締結の実績を取りまとめ、公表することを努力義務として位置付けている（平成十九年法律第五十六号第十一条四項）。

「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」または「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」と回答した団体の契約実績の把握は、電気供給では全体の60.1%で取り組まれ、組織的な取組が少ない船舶を除く他の類型では自動車の購入及び賃貸借35.8%、E S C O事業35.2%、建築物設計32.5%、産業廃棄物処理34.3%の団体で取り組まれていた。

都道府県・政令市において、電気供給では、組織的に環境配慮契約に取り組む団体の76.5%が契約実績の把握に取り組んでいた。

■電気供給

表4-2. 環境配慮契約実績の把握（電気供給）

団体分類	件数	有	無	無回答
合計	243	146	89	8
	100.0	60.1	36.6	3.3
都道府県、政令市	34	26	8	-
	100.0	76.5	23.5	-
区市	164	104	54	6
	100.0	63.4	32.9	3.7
町村	45	16	27	2
	100.0	35.6	60.0	4.4

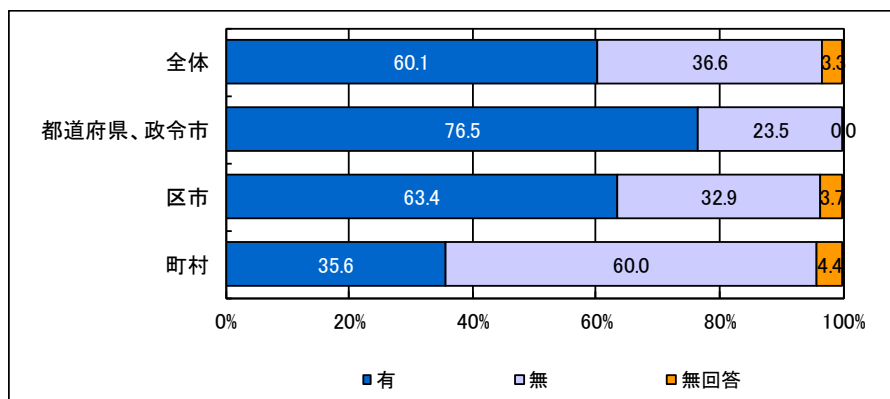


図3-6. 環境配慮契約実績の把握（電気供給）

■ 自動車の購入及び賃貸借

表 4 3 . 環境配慮契約実績の把握（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	240	86	145	9
	100.0	35.8	60.4	3.8
都道府県、政令市	26	13	13	-
	100.0	50.0	50.0	-
区市	143	52	85	6
	100.0	36.4	59.4	4.2
町村	71	21	47	3
	100.0	29.6	66.2	4.2

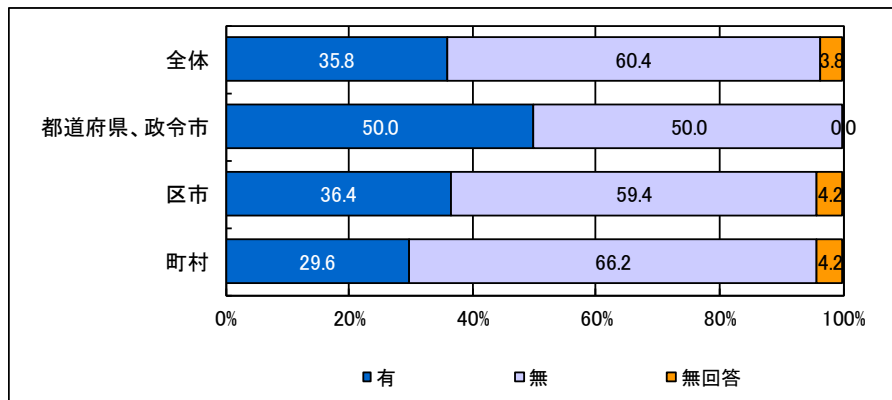


図 3 7 . 環境配慮契約実績の把握（自動車の購入及び賃貸借）

■ 船舶調達

表 4 4 . 環境配慮契約実績の把握（船舶調達）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	8	1	7	-
	100.0	12.5	87.5	-
都道府県、政令市	2	1	1	-
	100.0	50.0	50.0	-
区市	4	-	4	-
	100.0	-	100.0	-
町村	2	-	2	-
	100.0	-	100.0	-

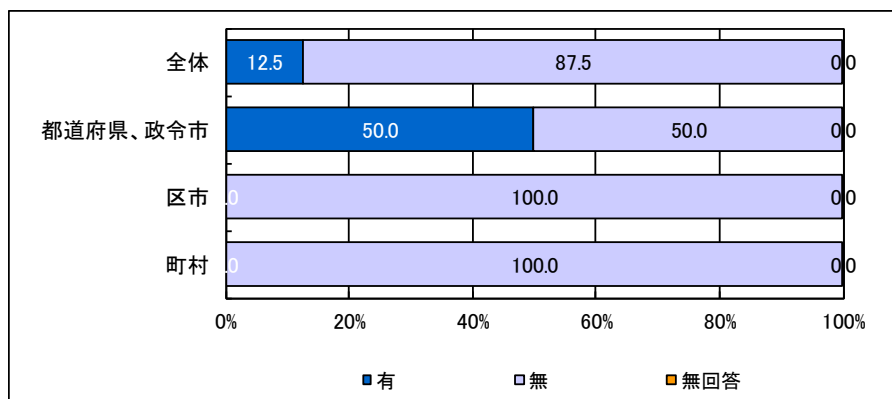


図 3 8 . 環境配慮契約実績の把握（船舶調達）

■ E S C O 事業

表 4 5 . 環境配慮契約実績の把握 (E S C O 事業)

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	54	19	33	2
	100.0	35.2	61.1	3.7
都道府県、政令市	18	8	10	-
	100.0	44.4	55.6	-
区市	29	8	19	2
	100.0	27.6	65.5	6.9
町村	7	3	4	-
	100.0	42.9	57.1	-

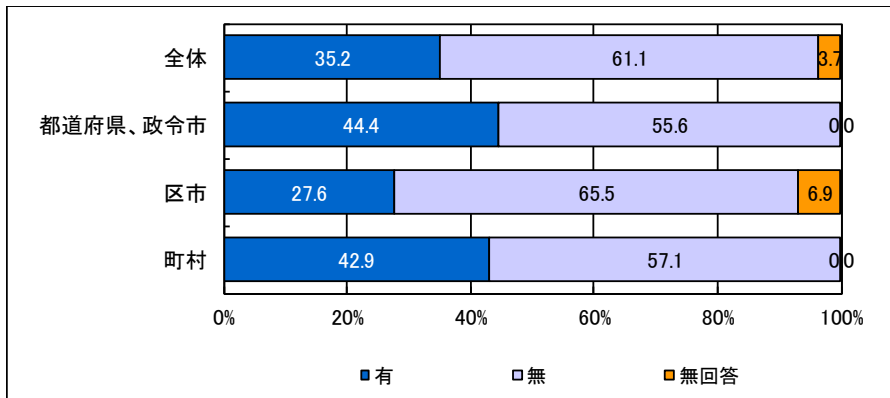


図 3 9 . 環境配慮契約実績の把握 (E S C O 事業)

■ 建築物設計

表 4 6 . 環境配慮契約実績の把握 (建築物設計)

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	151	49	96	6
	100.0	32.5	63.6	4.0
都道府県、政令市	22	6	15	1
	100.0	27.3	68.2	4.5
区市	94	33	57	4
	100.0	35.1	60.6	4.3
町村	35	10	24	1
	100.0	28.6	68.6	2.9

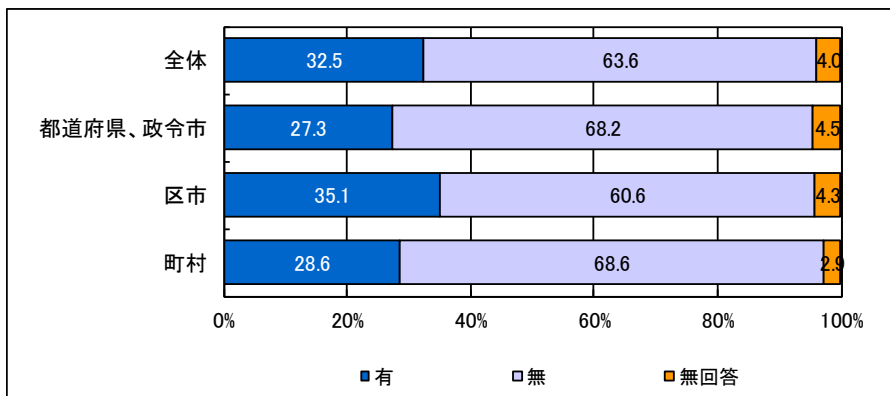


図 4 0 . 環境配慮契約実績の把握 (建築物設計)

■産業廃棄物処理

表 4 7. 環境配慮契約実績の把握（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	108	37	65	6
	100.0	34.3	60.2	5.6
都道府県、政令市	9	3	5	1
	100.0	33.3	55.6	11.1
区市	72	22	47	3
	100.0	30.6	65.3	4.2
町村	27	12	13	2
	100.0	44.4	48.1	7.4

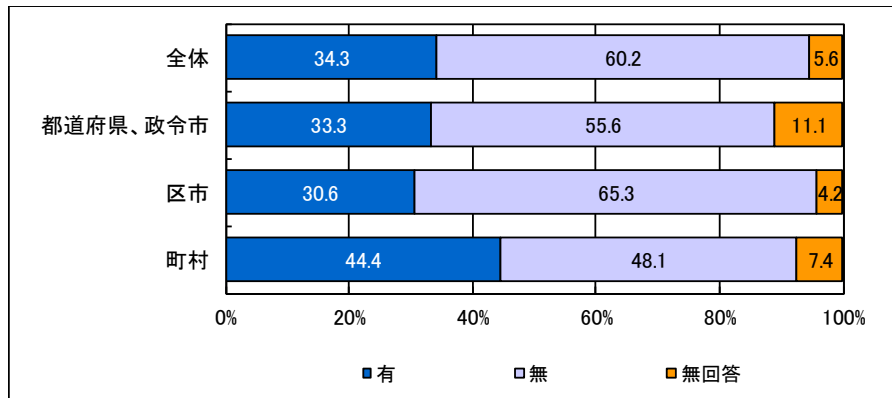


図 4 1. 環境配慮契約実績の把握（産業廃棄物処理）

3-2-6 環境配慮契約の効果及びその定量把握（問4-6）

■環境配慮契約の効果

「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」または「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」と回答した団体は、環境配慮契約の効果として「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」、「職員の意識啓発効果」を挙げた。

都道府県・政令市では、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」の回答率が35.6%と高い一方、「わからない」の回答率は28.9%であった。

※問4-6は複数回答につき、回答率は「回答数/調査対象地方公共団体数」を算出したものである。

表48. 環境配慮契約の効果

団体分類	件数	温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	トータルコストの縮減効果	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
合計	392	76	57	52	17	197	-	76
	100.0	19.4	14.5	13.3	4.3	50.3	-	19.4
都道府県、政令市	45	16	9	14	7	13	-	7
	100.0	35.6	20.0	31.1	15.6	28.9	-	15.6
区市	252	50	41	27	8	122	-	55
	100.0	19.8	16.3	10.7	3.2	48.4	-	21.8
町村	95	10	7	11	2	62	-	14
	100.0	10.5	7.4	11.6	2.1	65.3	-	14.7

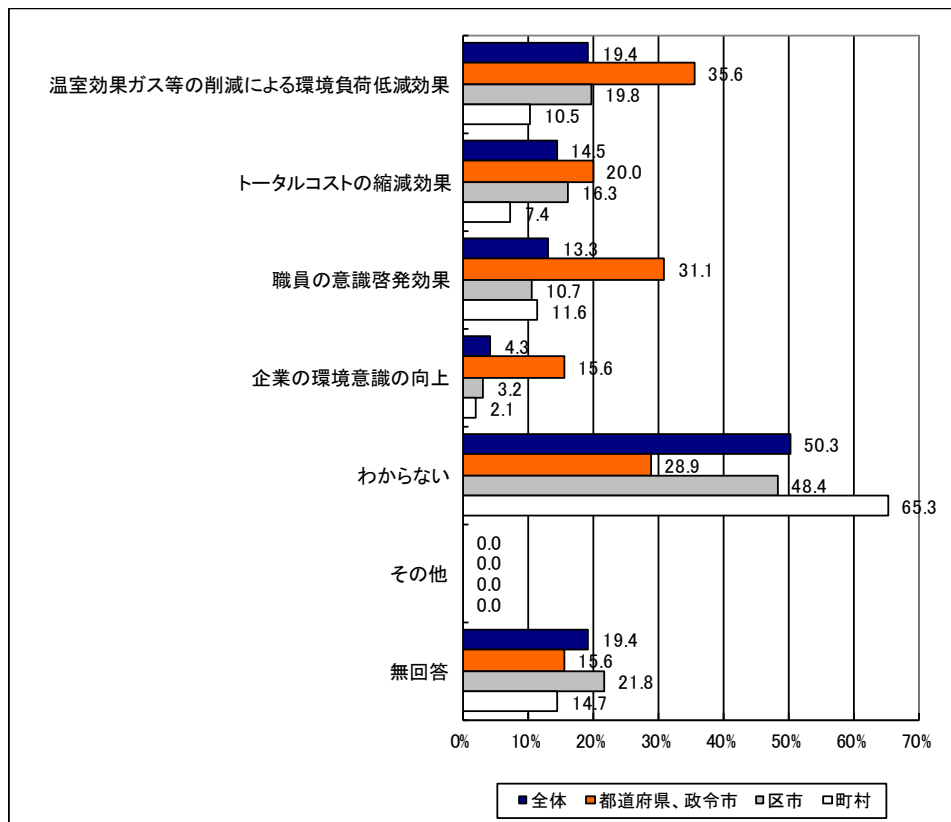


図42. 環境配慮契約の効果

■環境配慮契約の定量把握

「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」または「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」と回答した団体は、環境配慮契約の効果を定量的に把握しているものとして、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」を挙げた。

都道府県・政令市では、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」と「わからない」の回答率は24.4%であった。環境配慮契約の定量把握のための手法事例等を検討し、公表していくことが必要と考えられる。

※問4-6は複数回答につき、回答率は「回答数/調査対象地方公共団体数」を算出したものである。

表49. 環境配慮契約の定量把握の状況

団体分類	件数	温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	トータルコストの縮減効果	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
合計	392	49	27	2	4	165	3	165
	100.0	12.5	6.9	0.5	1.0	42.1	0.8	42.1
都道府県、政令市	45	11	5	-	-	11	-	23
	100.0	24.4	11.1	-	-	24.4	-	51.1
区市	252	33	18	2	4	100	3	109
	100.0	13.1	7.1	0.8	1.6	39.7	1.2	43.3
町村	95	5	4	-	-	54	-	33
	100.0	5.3	4.2	-	-	56.8	-	34.7

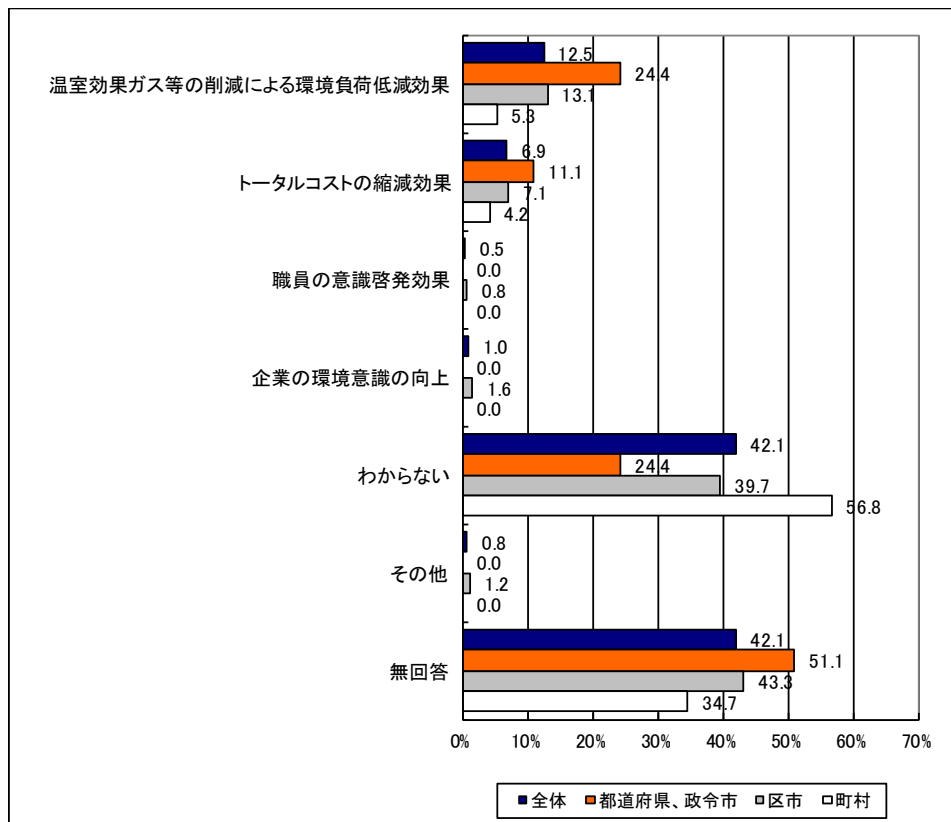


図43. 環境配慮契約の定量把握の状況

3-2-7 定量効果の把握における具体的な方法（問4-8）

具体的な方法として、電気供給では、PPSに変更したことによる従来の一般電気事業者との温室効果ガス排出量の差を算定する事例や、ESCO事業によるエネルギー使用量や光熱水費の削減効果を算出する事例が挙げられる。

また、類型ごとの効果把握に限らず、例えば、福井県勝山市では入札時における事業者選定に際して環境への取組を評価項目とするなど、地方公共団体の独自の環境配慮契約の取組も行われている。

各団体の定量効果の把握における具体的な方法は、「1-2. グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果 自由記述」に記載する。

表50. 定量効果の把握における具体的な方法（一部抜粋）

都道府県	市区町村	方法
栃木県	栃木県	栃木県環境マネジメントシステムにより、温室効果ガス排出量を把握している。
埼玉県	埼玉県	四半期ごとにESCO事業者へ、事業の実施報告書の提出及び実施状況の説明を受け確認している。
神奈川県	神奈川県	ESCO事業については、契約期間中、ESCO事業者から実績の報告を受けています。
愛知県	愛知県	各所属に照会した契約実績をもとに、温室効果ガス排出量を算定
滋賀県	滋賀県	前年度と同じ電力会社と契約した場合と、今年度実際に契約した電力会社のそれぞれの排出係数を用いて、温室効果ガス排出量を算出し、その差を比較している。
大阪府	大阪府	庁内の温室効果ガス排出量に関する活動量調査を実施し、各所属の実績値を把握している。
大阪府	大阪市	本市全体における各年度の温室効果ガス排出量を計算することにより把握している。入札による効果額を算出するため、関西電力株式会社の公共料金と比較することにより把握している。
兵庫県	神戸市	毎年度実施しているESCO事業報告会において、ESCO事業者より、温室効果ガスの削減量並びにコストの縮減効果について報告を受けている。
熊本県	熊本県	電気の供給を受ける契約について、契約業者の二酸化炭素排出係数を用いて県庁舎で使用した電気の二酸化炭素排出量を把握している。

3-2-8 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組（問4-9）

環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組として、全体の69.8%が「環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル」を挙げ、次いで「環境配慮契約に取り組むことによる効果の提示」(53.9%)、「環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式」(49.8%)を挙げた。

「マニュアル」や「入札様式」、「類似事例」などの実務上で必要な情報と、「効果」などの内部への説明・教育資料の提供について検討する必要があると考えられる。

表5-1. 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組

団体分類	件数	環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式	環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル	標準的な評価算定支援ツール等の提供	環境配慮契約に取り組むことによる効果の提示	相談窓口の設置	導入に至るまでの作業支援及び専門家の派遣	他の地方公共団体の取組に関する情報提供	職員研修の実施	その他	特に必要はない	無回答
合計	1708	851	1192	734	920	312	368	666	415	30	103	102
	100.0	49.8	69.8	43.0	53.9	18.3	21.5	39.0	24.3	1.8	6.0	6.0
都道府県、政令市	67	43	56	36	47	25	21	37	15	2	2	-
	100.0	64.2	83.6	53.7	70.1	37.3	31.3	55.2	22.4	3.0	3.0	-
区市	778	421	578	366	464	147	158	320	189	13	28	42
	100.0	54.1	74.3	47.0	59.6	18.9	20.3	41.1	24.3	1.7	3.6	5.4
町村	863	387	558	332	409	140	189	309	211	15	73	60
	100.0	44.8	64.7	38.5	47.4	16.2	21.9	35.8	24.4	1.7	8.5	7.0

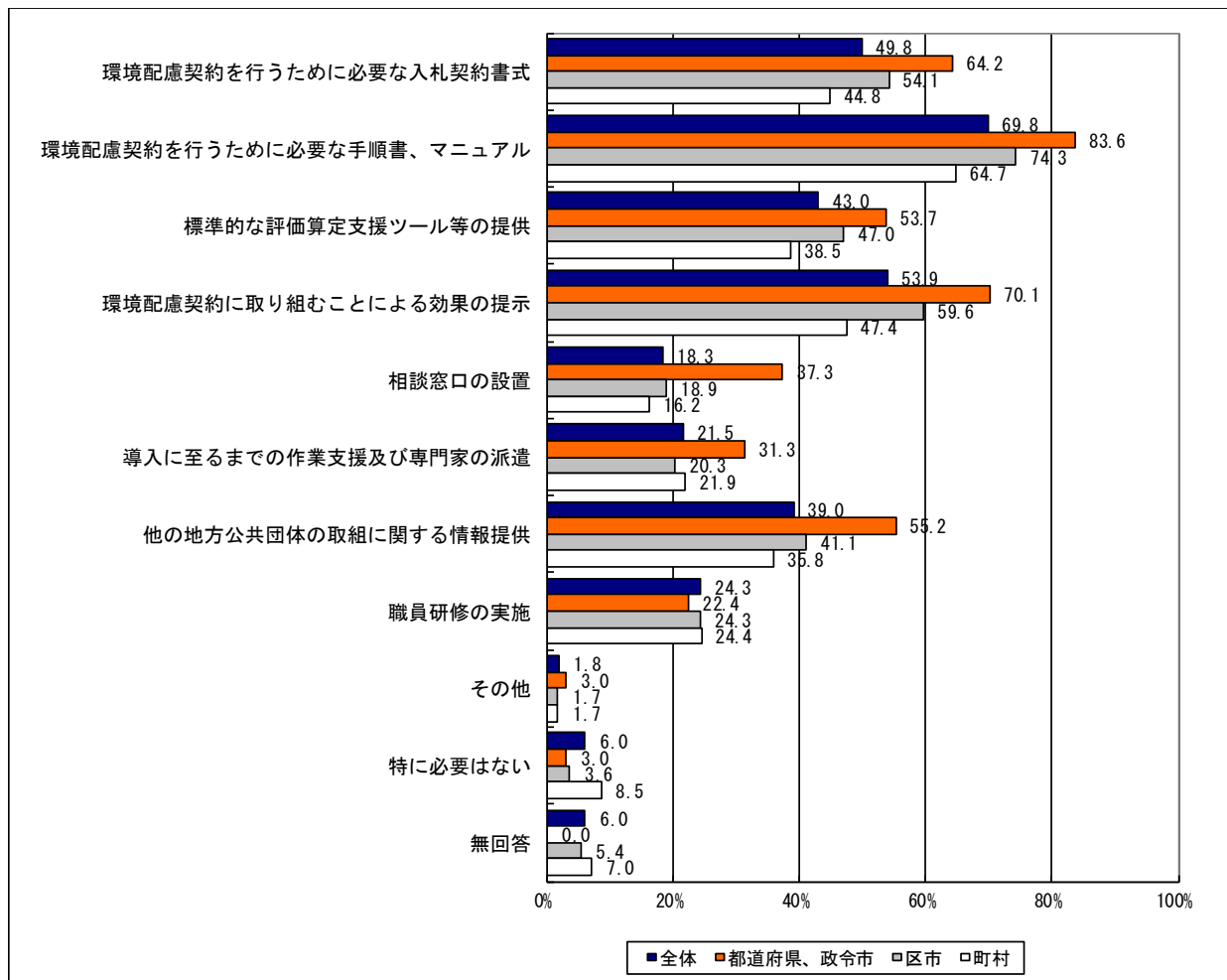


図4-4. 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組